

EUを知るための12章

パスカル・フォンテーヌ著
日・EU関係に関する第13章付き



本冊子は欧州連合（EU）の欧州委員会がEUの公用語全20カ国語*で発行した『Europe in 12 lessons』の英語版を、駐日欧州委員会代表部が日本語に翻訳、編集したものです。原文は2003年10月に作成され、日本語版初版は2004年6月に発行されました。その後、日本語版には2回の改訂が加えられています。

* スペイン語、チェコ語、デンマーク語、ドイツ語、エストニア語、ギリシャ語、英語、フランス語、イタリア語、ラトヴィア語、リトアニア語、ハンガリー語、マルタ語、オランダ語、ポーランド語、ポルトガル語、スロヴァキア語、スロヴェニア語、フィンランド語、スウェーデン語
(原語によるアルファベット順)

本冊子に出てくる機関等については、旧名称とすべき場合でも、便宜上原文に従って現行の名称を使っている箇所があります。

駐日欧州委員会代表部広報部
〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15 ヨーロッパハウス
電話 (03)3239-0441 ファクス (03)3261-5194
<http://www.deljpn.ec.europa.eu>

2006年6月制作

ISBN 92-894-0746-8

©European Communities, 2004-2006

本冊子の内容の転載は原則自由ですが、希望される場合は事前に上記までご一報ください。

EUを知るための12章

日・EU関係に関する第13章付き



著 者：パスカル・フォンテーヌ

元ジャン・モネ補佐官、元パリ政治学院教授

イラスト：マリオ・ラモス

はじめに

本冊子は、欧州委員会（本部ベルギー・ブリュッセル）が欧州連合（EU）域内外の人々にEUとは何かを紹介するために作成した『Europe in 12 lessons』を日本語に翻訳したものです。この日本語版では、日本の皆さま向けに「日・EU関係について」という章が最終章として追加されています。

したがって、本冊子は13章で構成されています。前半部分でなぜ欧州にEUが必要なのかを述べた後、EU統合の歴史と2004年5月に実現した拡大について触れ、その後、EUがどう機能しているかについて説明しています。後半では、単一市場、経済通貨同盟そしてユーロの導入をはじめとするEUの諸政策を紹介しています。最後に、世界の中のEUとその将来という視点からEUを眺め、日本とEUとの関係を概観して本冊子は完結します。

本冊子は2003年に作成されたテキストを翻訳したのですが、その後欧州ではいくつもの重要な展開が見られました。そのひとつが欧州憲法条約の調印と批准手続きです。EUの25の加盟国中、15カ国（2006年5月時点）がすでに批准を終えています。しかし、創設時からの加盟国であるフランスとオランダでは国民投票により批准が否決されました。そのため、2005年6月に開催された欧州理事会（EU首脳会議）は、条約発効期限を延期し、各加盟国で欧州憲法条約について国民的論議を尽くすための「熟慮期間」を設けることに合意しました。

本冊子以外にもEUに関する総合的な情報は、駐日欧州委員会代表部のウェブサイトや広報誌『ヨーロッパ』、またブリュッセルの欧州委員会本部が開設するウェブサイト等でご覧いただけます。ビジネスマンを対象とした情報サービスには、日欧産業協力センターが日・EU産業協力を担う窓口として活動しています。また、欧州委員会と駐日欧州委員会代表部は、EUとその政策の学術研究および普及活動を行う場として、2つの「EUインスティテュート・イン・ジャパン」を設立しましたことを付記したいと思います。東京では一橋大学（幹事校）、国際基督教大学、東京外国語大学および津田塾大学からなるコンソーシアム「EUインスティテュート東京コンソーシアム」が、そして関西では、神戸大学、関西学院大学、大阪大学からなる「EUインスティテュート関西」が発足しました。なお、EUに関するさまざまな情報源へのアクセス方法については巻末をご参照ください。

本冊子が、日本の皆さまのEUに関する理解と知識の向上に役立つことを願っております。

2006年6月

駐日欧州委員会代表部

<http://www.deljpn.ec.europa.eu>

目次

| | | |
|--|----------------|----|
|  1 | なぜ、欧州連合なのか | 5 |
|  2 | 歴史的な歩み | 9 |
|  3 | 拡大 | 13 |
|  4 | 欧州連合の仕組み | 17 |
|  5 | 欧州連合の政策 | 26 |
|  6 | 単一市場 | 33 |
|  7 | 経済通貨同盟とユーロ | 37 |
|  8 | 知識を基盤とした社会に向けて | 41 |
|  9 | 市民の欧州 | 44 |
|  10 | 自由・安全・司法 | 48 |
|  11 | 世界の中の欧州連合 | 52 |
|  12 | 欧州連合の将来を予測する | 57 |
|  13 | 日本と欧州連合の関係 | 60 |
| | 欧州統合史上の主要な出来事 | 64 |
| | 欧州連合に関する情報源 | 70 |

★ 1 なぜ、欧州連合なのか

平和への願い

かつて、欧州を統合するという考えは、哲学者や理想家が頭の中で思い描いた夢でしかありませんでした。例えば、**ヴィクトル・ユゴー**は、人道主義的な理念に駆り立てられ、平和的な「欧州合衆国」の構想を抱きましたが、この夢は20世紀の前半に欧州大陸を襲った2つの悲惨な戦争によって打ち砕かれてしまいました。

しかし、第二次世界大戦のがれきの中から新たな種類の希望が生まれました。大戦中、全体主義に抵抗してきた人々が、欧州の国ど

うしが憎しみ合ったり、対立したりしている状況に終止符を打とう、と固く決心したのです。1945年から1950年にかけて、**コンラート・アデナウアー**（ドイツ連邦共和国首相）や**ウィンストン・チャーチル**（英国首相）、**アルチーデ・デガスペリ**（イタリア首相）、**ロベール・シューマン**（フランス外相）など、一握りの勇気ある政治家が、それぞれの国民に、新しい時代に向かって歩み出すよう説得し始めました。西欧に、国や人々が共有する関心に基づいた新しい秩序が生まれ、法の支配と国家間の平等を保障する条約がその基礎をなす、と説いたのです。



当時フランスの外相であった**ロベール・シューマン**は、**ジャン・モネ**（ECSCの初代委員長。「欧州統合の父」と呼ばれている）が思い描いた構想を実現させるべく、1950年5月9日に、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の創設を提案しました。かつては戦争をしていた国々が、石炭と鉄鋼の生産を共同の機関である「最高機関」の管理下に置くというものです。このように、現実的であると同時に象徴性に富んだ形で、戦争の資源が和解と平和の道具へと転換されたのです。

この大胆かつ高潔な試みは、大きな成功を収めました。以後、欧州共同体（EC）の加盟国間で半世紀以上も続くことになる平和的な協力の第一歩となったのです。そして、1992年にマーストリヒト条約が結ばれたことで、共同体の機構制度が強化されると同時にその責任の幅も広がり、欧州連合（EU）が誕生したのです。

1989年にベルリンの壁が崩壊した後、EUは東西ドイツの統一を支えるために懸命に働きました。1991年にソビエト連邦が崩壊した時、それまで何十年もの間ワルシャワ条約による権威主義のくびきにつながっていた中・東欧諸国が、自分たちの将来を民主主義的な欧州国家の家族の中に描くと決めたのは、きわめて当然のことでした。

治安と安全保障

しかしながら、21世紀においてもなお、欧州は治安と安全保障という問題に取り組んでいかなければなりません。これらの問題は、決して軽視できないものです。世界が一段階進歩するごとに、新たな機会だけではなく、危険も生まれます。25の加盟国を擁するEUは、

その治安と安全保障を確保するために効果的な行動を取らなくてはなりません。また、北アフリカ、バルカン半島、コーカサス地方、中東などの近隣地域とも、建設的な形で協力し合わなければなりません。2001年9月11日にニューヨークとワシントンで起きた悲劇によって、私たちはみな、狂信と復讐の炸裂の前では、自らがいかに無防備であるか、ということに気づかされました。

欧州という世界の中でも広範な地域に、真なる恒久平和をもたらす制度の創設と運営にEUが成功したことには、その機構制度が重要な役割を果たしています。しかし、EUは同盟国、特に北大西洋条約機構（NATO）と協力して真の意味での欧州安全保障・防衛政策（ESDP）を作り上げることによって、その軍事的かつ戦略的利益を守る必要もあります。

域内の治安と域外の安全保障は、表裏一体の問題です。言い換えるなら、EUはテロや組織犯罪とも戦わなければなりません。そのためにはすべてのEU加盟国の警察当局が緊密に協力し合わなければなりません。EUを、誰もが平等に司法制度を利用することができ、平等に法の保護を受けることのできる「自由・安全・司法の領域」にすることが、欧州にとっての新たな課題のひとつとなっています。これを達成するためには、EU加盟国政府が連携を一層密にするとともに、欧州警察機関（Europol）をはじめとする諸機関がより積極的かつ効果的な役割を果たさなければなりません。

経済的および社会的連帯

EUは、政治的な理念を実現するために創設されましたが、その活力と成功の源は、経済的な基盤にあります。つまり、すべてのEU加盟国が参加する「単一市場」と、現在12カ国が参加する「単一通貨（ユーロ）」です。

EU諸国の人口が世界に占める割合は減少する一方です。したがって、経済成長を確実に遂げ、世界の中で他の主要経済圏と競えるようにするためには、EU諸国は一層結束を深めなければなりません。EU加盟国の中には、世界貿易において単独で戦う力を持った国はありません。規模の経済を達成し、新たな顧客を獲得するためにEU企業は、自国だけではなく、より大きな市場で事業を展開する必要があります。EUが、昔から存在する貿易障壁を取り除いたり、経済活動を行う者をごんじがらめにしていく煩雑な手続きを簡略化したりして、単一欧州市場を築き上げるための懸命な努力をしてきたのもそのためなのです。

しかし、欧州規模の自由競争は、汎欧州的な連帯によってバランスを取る必要があります。それは一般市民の実質的支援という形で実現するものです。例えば、EU市民が洪水やその他の自然災害の被害を受けた際には、EUの予算から援助を受けます。さらに、4.6億人の消費者を抱えるEU市場は、できるだけ多くの人に利益をもたらすものでなくてはなりません。欧州委員会が運営する「構造基金」は、欧州のさまざまな地域間における発展の度合いの格差を縮小しようとする加盟国政府および地方自治体の取り組みを促進し、支援します。欧州の交通インフラの改善（高速道路網や高速鉄道網の拡張など）にはEUの予算と欧州投資銀行（EIB）が調達する資金の両方が使用され、これにより辺境地域との往来が容易

になり、欧州横断的な貿易が増進されます。

欧州型社会モデル強化のためのさらなる協力

欧州の脱工業化社会は、ますます複雑になりつつあります。生活水準は着実に向上していますが、今なお貧富の差が存在しており、旧共産主義諸国のEU加盟によって格差は大きくなりました。EU加盟国が、より緊密に協力して社会問題に立ち向かうことが非常に重要なのは、そのためであります。

このような協力は長期的に見るとすべてのEU加盟国に利益をもたらします。欧州統合の50年は、「集団は部分の総和以上の力を出す」ということを示してきました。EUが一団となって行動することによって、各加盟国単独の努力を合算した場合よりも、はるかに大きな経済的、社会的、技術的、商業的および政治的な影響力が発揮されます。一致協力して行動し、EUとして1つの声で発言することに付加価値があるのです。

それは、なぜでしょうか。その理由は、EUが貿易圏として世界をリードする立場にあり、そのため、国際交渉においても重要な役割を果たしているからです。EUは、世界貿易機関（WTO）の枠組みにおいて通商や農業分野で全力を発揮すると同時に、大気汚染の改善や気候変動の防止への取り組みを定めた京都議定書を積極的に実施しています。また、2002年8月に行われた持続可能な開発に関するヨハネスブルク・サミットでは、重要な発議を行っています。EUは、環境や再生可能なエネルギー資源、食品の安全における「予防原則」、バイオテクノロジーの倫理的側面、絶滅の危機にある動植物の保護など、一般の人々にか

かわるデリケートな問題に関して、確固たる立場を取っています。

「団結は力なり」という古いことわざは、今日の欧州の人々にもそのまま当てはまるものです。EUの力の源泉は、欧州理事会、欧州議会、EU理事会、欧州委員会、欧州司法裁判所、欧州会計監査院といった民主的な機関の決定に基づいて、一致した行動を取ることができるところにあります。

EUは、人間の価値と社会の進歩を推進していくことを望んでいます。グローバルゼーションや技術革新によって世界が根本から変わりつつあることを目の当たりにしている欧州の人々は、世界中の人間がこの変化の犠牲になるのではなく、その変化を使いこなしてほしいと思っています。人々が必要とするものは、市場の力だけでも、また一国の単独行動によっても満たされるものではないのです。

したがって、EUは市民の大多数が支持するひとつの人道主義的社会モデルを表象している、といえるでしょう。欧州人は、人権への信念、社会的連帯、自由企業体制、経済成長の成果の公正な分配、良好に保たれた環境のもとに生きる権利、文化・言語・宗教における多様性の尊重、伝統と進歩の調和など、先祖から受け継いだ豊かな価値観を大事にしているのです。

2000年12月7日にニースで採択されたEU基本権憲章には、EU加盟国とその国民が、今日認めている権利がすべて明記されています。欧州は、それぞれ異なった国や地域の文化に恵まれています。同時に欧州人をほかの諸国の人々と区別する伝統的な価値観を共有することにより、1つに結びついていけるのです。

マーストリヒト条約において、初めて、EU

の運営に不可欠である「補完性の原則」がうたわれました。補完性の原則とは、加盟国や地域ではなく、EUのレベルで動いた方が効果的である場合においてのみEUやその機関が行動する、というものです。つまり、この原則により、EUが不必要に市民の日常生活に介入しないことが保障されているのです。欧州のアイデンティティは、貴重な財産として守っていかねばならないものであり、それは決して画一性——これについては、欧州の人々がはっきりと拒否しています——と混同されてはなりません。



歴史的な歩み

現在の欧州連合（EU）は、統一欧州のために人々が懸命に努力したその積み重ねの結果であります。つまり、EUは、そういった人々が成し遂げた具体的な功績の上に成り立っているのです。多くの主権国家が、自国民にとって重要な分野の主権を、これほど大きな規模や度合いで共有している例は、EUにおいてはほかに世界中のどこにも見られません。EUは単一通貨を導入し、人・物・資本・サービスが自由に移動できる躍動的な単一市場を築き上げました。そして、社会の進歩と公正な競争によってできるだけ多くの人々が、この単

一市場の恩恵を確実に受けられるよう力を注いでいます。

EUの基本原則は、次の条約に定められています。

- 1951年調印の欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立条約（パリ条約－2002年に失効）
- 1957年調印の欧州経済共同体（EEC）設立条約と欧州原子力共同体（Euratom）設立条約（総称してローマ条約）



上記の設立条約は後に、以下の条約により改正されています。

- 単一欧州議定書（1986年）
- 欧州連合条約（マーストリヒト条約）（1992年）
- アムステルダム条約（1997年）
- ニース条約（2001年）

これらの条約によって、EUの加盟国どうしは法律上、非常に強く結ばれるようになりました。EU法は、EU市民に直接影響を及ぼすとともに、きわめて明確な権利を付与しているのです。

欧州統合は、ベルギー、ドイツ（連邦共和国）、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダの6カ国が、石炭と鉄鋼の共通市場を創設したことから始まりました。第二次世界大戦直後であった当時の目標は、欧州の戦勝国と敗戦国の間に平和的関係もたらすことでした。つまり、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立によって両者は、共通の機関を通じて協力し合うという、平等な立場を確立することができたのです。

続いてECSCの6加盟国は、さまざまな物やサービスの共同市場を基礎とした欧州経済共同体（EEC）を形成することを決定しました。1968年7月1日には6カ国間の関税が完全に撤廃され、1960年代には、特に通商と農業の分野において、共通政策も確立されました。

この試みが大きく成功したため、デンマーク、アイルランドおよび英国の3カ国が欧州共同体（European Communities=EC。ECSC、EECおよびEuratomの3共同体の総称）への参加を決めました。そこでECは1973年に第1回目の拡大を行い、加盟国数が6カ国から9カ国

に増えました。同時に、ECには新たな責務が与えられ、社会・地域開発・環境分野で共通政策が導入されました。地域開発政策を遂行するために、1975年には欧州地域開発基金が設立されました。

1970年代初頭、EC加盟国の指導者たちは各国の経済を協調させることが肝要であること、そしてそのためには通貨統合が必要であることを実感するようになりました。しかし、ほぼ同じころに米国がドルと金の交換停止を決定し、これにより世界の金融市場は非常に不安定な時代を迎えることになりました。また、1973年と1979年の石油危機によって状況がさらに悪化しました。1979年の欧州通貨制度（European Monetary System=EMS）導入は、為替相場の安定化に貢献すると同時に、EC加盟国が相互の連帯を維持し、経済に規律をもたらす厳しい政策を実施するよう促しました。

1981年のギリシャの加盟に続いて、1986年にはスペインとポルトガルがECに加盟しました。その結果、加盟12カ国間の経済発展格差を埋めることを目的とした最初の統一地中海プログラム（Integrated Mediterranean Programmes = IMP）のような「構造」プログラムの導入が、さらに緊急の課題となりました。

このころEECは、国際的により重要な役割を果たすようになってきました。ACP（アフリカ・カリブ海・太平洋）諸国とは、援助と貿易にかかわる一連の協定（第1次～第4次ロメ協定、1975-89年）を締結し、2000年6月に結ばれたコトヌー協定の土台を作りました。世界有数の貿易圏である欧州は、このような活動を通して、国際舞台で活躍し、世界中から認知されているのです。

1980年代初頭には、世界的な景気後退により「ユーロ・ペシニズム（欧州悲観主義）」がまん延しました。しかし、1985年に**ジャック・ドロール**委員長率いる欧州委員会が、1993年1月1日までに欧州単一市場を完成させるという計画を示した「白書」を発表したため、新たな希望が生まれました。ECはこの大胆な目標を受け入れ、それを正式に定めた単一欧州議定書が1986年2月に調印され、1987年7月1日に発効しました。

1989年にベルリンの壁が崩壊したことによって、欧州の政治的な地図は大きく塗り替えられました。この事件は1990年10月3日のドイツ再統一、そして、ソビエト連邦の影響下を脱した中・東欧諸国への民主主義の到来につながりました。そのソ連も、1991年12月には消滅しました。

その間、ECも変革を遂げていました。加盟国は新しい条約を取り決めたのです。この「欧州連合条約」は1991年12月にマーストリヒトで開かれた欧州理事会（EU首脳会議）によって採択され、1993年11月1日に発効しました。これにより、欧州経済共同体は欧州共同体（European Community = EC）と名を変えました。さらに、共同体化されたECの分野に政府間協力の領域を加えて、欧州連合（EU）が生まれました。条約はまた、1999年までの通貨統合、欧州市民権、共通外交・安全保障政策（CFSP）を含む新たな共通政策、域内の治安に関する取り決めなど、さまざまな野心的な目標を加盟国に課しました。

欧州のこの新しい活力、そして欧州大陸の地政学的な変化に促され、1995年1月1日にはオーストリア、フィンランド、スウェーデンの3カ国が新たにEUに加盟しました。15カ国となったEUはかつて類を見ないような大きな事業、つまり加盟国の通貨をユーロという単一の通貨に切り替えるという目標に向かって前進していきました。2002年1月1日には、EU加盟国のうち12カ国（「ユーロ圏」）で、ユーロ紙幣と硬貨の流通が始まりました。現在、ユーロは米ドルと同様、主要な国際通貨としての役割を担っています。

21世紀に入り、欧州の人々は一丸となってグローバル化がもたらす課題に立ち向かっていかなければなりません。画期的な新技術と爆発的なインターネットの普及は、世界経済のあり方を変貌させています。こうした経済の重大な変化は、社会的な混乱と文化的な摩擦をもたらします。

2000年3月にリスボンで開かれた欧州理事会は、EUの経済を近代化し、世界市場において米国や新興工業国などの、他の主要な市場参加者と競争できるものにするための包括的戦略を採択しました。この「リスボン戦略」には、経済のあらゆる分野を競争に開放し、革新と事業投資を奨励し、情報社会のニーズに応えられるよう欧州の教育制度を改革していくことが含まれています。

同じころ、失業率の上昇や年金コストの増加が加盟国の経済を圧迫するようになり、これによって一層改革が必要になりました。各国の有権者はこれらの問題を解決するよう自国の政府に求めるようになりました。

EUが15カ国体制に拡大してからほとんど時を置かずして、新たに12カ国が加盟の意思を表明しました。1990年代半ばには、旧ソビエト圏の6カ国（ブルガリア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア）、かつてソビエト連邦に属していたバルト三国（エストニア、ラトヴィア、リトアニア）、旧ユーゴスラビア連邦の1カ国（スロヴェニア）および地中海の2カ国（キプロス、マルタ）がEUに加盟申請を行いました。

EUは、このような展開を、欧州大陸に安定をもたらし、新生民主主義国家にも欧州統合の恩恵を広める良き機会ととらえ、歓迎しました。申請国との加盟交渉は1997年12月（ルクセンブルグ欧州理事会）と1999年12月（ヘルシンキ欧州理事会）の2段階に分かれて開始され、EUは史上最大規模の拡大に向けて踏み出したのでした。12カ国中10カ国については、2002年12月13日にコペンハーゲンで加盟交渉が完了しました。2004年5月にEUの加盟国は25カ国となりましたが、今後も新たな加盟国を迎え入れ、EUの拡大はさらに進んでいくでしょう。

半世紀以上にわたって進められてきた統合は、欧州の歴史や欧州の人々の物の考え方に多大な影響を及ぼしてきました。加盟国政府

は、その政治的立場がいかなるものであれ、もはや絶対的な国家主権の時代は過去のものとなったことを知っています。また、それぞれ長い歴史を持つ国々が経済的・社会的進歩を遂げ、世界における影響力を保持する唯一の方法は、力を合わせて「これ以後は、共有のものとなった運命」（ECSC設立条約より）をたどっていくことであると認識しています。

統合によって、欧州諸国間の積年の憎しみは乗り越えられました。優越を誇示する態度や武力の行使によって、国家間の意見の相違を解決するやり方を取って代わり、「共同体方式」と呼ばれる協力の方法が導入されました。国益と共同体共通の利益の間に均衡を保ち、各国の多様性を尊重しつつEUとしての独自性を生み出していくこの方法は、今日、かつてないほどの重要性を帯びています。冷戦時代を通じて、民主的で自由を愛する欧州の国々は、この共同体方式によって結束を維持することができました。東西対立が解消され、欧州大陸が政治的にも経済的にも再統合されるということは、欧州の精神の勝利を意味します。今日この精神は、欧州の人々が、かつてないほどに必要としているものとなっています。

グローバルイゼーションという大きな課題に対して、EUはひとつの解答を提案していますが、それには欧州の人々が信じている価値が表れています。すなわち、EUとは、自由で平和的な将来のために考えられる最善の「保険」である、ということなのです。

★ 3 拡大

コペンハーゲン—歴史的な首脳会議

2002年12月13日、コペンハーゲンで開かれた欧州理事会（欧州連合〈EU〉首脳会議）は、欧州統合の歴史の中でもきわめて重要な一歩を踏み出しました。2004年5月1日を期して新たに10カ国の新規加盟国をEUに迎え入れるという決定を行ったのです。

EUは、ただ単に面積や人口を増やすことになったわけではありません。1945年以降、欧州の自由主義世界と共産主義世界とを隔ててきた、欧州大陸の分断に終止符を打ったのです。つまり、このたびの第5次拡大には、政治的および精神的な側面があるのです。

新規加盟国のキプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキアおよびスロヴェニアは、地理的な意味においてだけではなく、それぞれの文化、歴史、願望などの点においても、明らかに欧州的であるといえます。これらの国は、EU加盟によって、民主主義的な欧州国家の家族の一員となると同時に、EUの創設者たちが構想した偉業に全面参加することになりました。他のEU市民と同様に新規加盟国の国民にも、2004年6月の欧州議会選挙での投票および立候補の権利が付与されました。



EU加盟までの長い道のり

このたびの拡大に至る道のりは、1989年のベルリンの壁の崩壊と鉄のカーテンの消滅に端を発しています。EUは、迅速に行動を起こしました。新生民主主義国の経済の立て直しを支援し、政治改革を促進するための資金援助プログラム**Phare**を創設したのです。1993年6月22日、コペンハーゲン欧州理事会は、「中・東欧の連合協定締結国は、希望するのであればEUに加盟できるものとする」との宣言を初めて行いました。

また同欧州理事会は、加盟候補国がEUに加盟するために満たさなければならない3つの主要な基準を定めました。

- 政治的基準：候補国が、民主主義、法の支配、人権、少数民族の尊重と保護を保障する安定した制度を確立していること
- 経済的基準：候補国には、正常な市場経済が存在し、EU内の競争圧力と市場諸力に対応できる能力を有すること
- 政治・経済・通貨の統合という目的に忠実であることを含め、EU加盟国の義務を履行する能力を有するという基準：候補国が「アキ・コムノテール」と称されるEUの法体系の総体を受容すること

ルクセンブルグ欧州理事会（1997年12月）とヘルシンキ欧州理事会（1999年12月）は、欧州委員会の勧告と欧州議会の意見に基づいて、中・東欧諸国にキプロスとマルタを加えた10カ国との加盟交渉の開始を決定しました。

その後、アムステルダム条約（1997年10月2日調印）とニース条約（2001年2月26日調印）

という、拡大までにEUの統合を進化させ、意思決定の仕組みを簡素化することを目的とした2つの条約が締結されました。

加盟候補10カ国との加盟交渉は、2002年12月13日コペンハーゲンで完了しました。そこでは、加盟にあたって果たさなければならない義務をすべて履行するために必要な移行措置や期間について、合意がなされました。各候補国は加盟までに、2万6千もの法規からなり、8万ページにも及ぶアキ・コムノテール全体を受容するために国内法を整備しなければなりません。またこれらの法律は、実際に適用されなくてはならなかったのです。

これほどまでに大規模な拡大の結果、EUが単なる自由貿易圏へと変質してしまうことだけは避けなければなりません。EUは全大陸にまたがるこの欧州国家家族が、効率よくかつ効果的に協力し合えるようにしたいと願っていました。そのために、**ヴァレリー・ジスカールデスタン**元フランス大統領を議長に、欧州の将来に関する主要問題を検討し、25カ国体制の新しいEUのために憲法を起草するコンベンション（協議会）が設置されました。同コンベンションは2003年6月にこの任務を成し遂げ、同月20日にはギリシャのテサロニキで開かれた欧州理事会が、この憲法草案は条約改正のための政府間会議の土台にふさわしいと認めました。そして、2004年、欧州理事会は欧州憲法制定条約に合意しました。

7,500万人の新EU市民の平均収入は既加盟国の国民の40%しかありません。そのため、加盟に関する取り決めには、2004年には100億ユーロ、2005年には125億ユーロ、そして2006年には150億ユーロに相当する資金援助が盛り込まれています。これは、新しくEU加盟国となった10カ国の経済が、他の15カ国に追いつく

ために使われます。1990年代に貿易障壁が取り除かれ、10カ国の政府が改革を実施したおかげで新旧加盟国の統合はうまく進みました。

2004年から2006年の間にEUの予算から新規加盟国に支払われる約400億ユーロは、主として格差是正プロジェクトや地域開発プロジェクト、農家支援、農村開発、内政および行政コストに充てられます。これについては、2002年12月にコペンハーゲンでEUと新規加盟国10カ国が合意に達しており、ベルリン欧州理事会（1999年3月）で定められた2006年までのEUの歳出に関する規則にのっとっています。

2005年12月に開かれた欧州理事会は、2007年から2013年までの中期予算計画に基本合意しました。

EUはどこまで拡大するのか

25カ国、4億6千万人を抱える拡大EUは、コペンハーゲン欧州理事会で合意された通りに事が進めば、2007年のブルガリアとルーマニアの加盟によって、さらに大きくなります。欧州理事会は、2004年に、トルコとクロアチアとの加盟交渉開始へ向けた手続きを進めることを決定しました。また、2005年12月にはマケドニア旧ユーゴスラビア共和国が加盟候補国に認められました。

すでに1999年にヘルシンキ欧州理事会は、「トルコは、他の候補国に適用されるのと同じ基準に基づいて、将来EUに加盟することになる候補国である」と決定しました。トルコは、北大西洋条約機構（NATO）および欧州評議会（Council of Europe）の加盟国です。1964年にEUとの連合協定（Association Agreement）を結んでおり、1987年にEUへの加盟申請を行っ

ています。

しかし、トルコは欧州大陸の一番端に位置しており、そのトルコが加盟すれば、最終的にEUはどこまで拡大するのかという疑問が生じてきます。世界中のどこの国であっても、コペンハーゲンで定められた政治的・経済的基準さえ満たせばEUに加盟申請できるのか、という問題です。もちろん、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア・モンテネグロといった西バルカン諸国については、政治的安定を手に入れ、コペンハーゲン基準を満たすことができれば加盟を申請できるのは確かでしょう。

実際、隣接する地域の安定を図ることはEUの利益にかなうことであります。拡大することで、EUの境界はさらに遠く、長くなります。今では、ベラルーシ、ロシアおよびウクライナがEUの隣国となり、ロシアとの境界線はさらに長くなりました。EUは、運輸政策や環境政策、また域内の治安や密輸などの国際犯罪との闘いといった問題について、これらの諸国との国境を越えた協力を強化しなければなりません。

もしもこの試みが成功すれば、EUは地中海南岸諸国との関係においても同じ戦略を適用できるでしょうか？ こういった問題は、欧州人であるとはどういうことなのか、欧州統合の最終的な目標は何なのか、そして世界におけるEUの利益とはどういったものか、というさまざまな議論を呼びます。今、EUと近隣諸国との関係を再検討および強化すること、しかもできる限り幅広い範囲で行うことが求められています。

第5次EU拡大までの主な出来事

1989年12月19日：EU、中・東欧諸国に対する財政援助および技術支援のためのプログラム「Phare」を開設

1990年7月3日および16日：キプロスとマルタ、EU加盟を申請

1993年6月22日：コペンハーゲン欧州理事会、EU加盟の条件（「コペンハーゲン基準」）を定める

1994年3月31日および4月5日：ハンガリーとポーランド、EU加盟を申請

1995年：スロヴァキア（6月21日）、ルーマニア（6月22日）、ラトヴィア（10月13日）、エストニア（11月24日）、リトアニア（12月8日）およびブルガリア（12月14日）、EU加盟を申請

1996年：チェコ（1月17日）とスロヴェニア（6月10日）、EU加盟を申請

1997年12月12日-13日：ルクセンブルグ欧州理事会、拡大プロセスの開始を決定

1999年12月10日-11日：ヘルシンキ欧州理事会、加盟候補12カ国と加盟交渉を行うことを確認。トルコは、「将来EUに加盟することになる」候補国とされる

2002年12月13日：EUと加盟候補10カ国、2004年5月1日の加盟に合意

2003年4月16日：加盟候補10カ国との加盟条約、アテネで調印

2004年5月1日：10カ国がEUに加盟

2004年6月：クロアチア、加盟候補国となる

2004年12月17日：トルコとの加盟交渉を2005年10月までに開始することを決定

2005年4月25日：ブルガリアとルーマニア、ルクセンブルグにて加盟条約に調印

2005年12月17日：マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、加盟候補国となる

★ 4 欧州連合の仕組み

欧州連合（EU）は、ただ単なる国際機関でもなければ連邦国家でもありません。実際、EUはまったく新しい、歴史的にも類を見ない存在なのです。EUの政治制度は、過去50年間常に発展し続けており、一連の条約がその基礎となっています。比較的最近、調印されたパリ条約とローマ条約、近年合意されたマーストリヒト、アムステルダム、ニースの各条約などです。

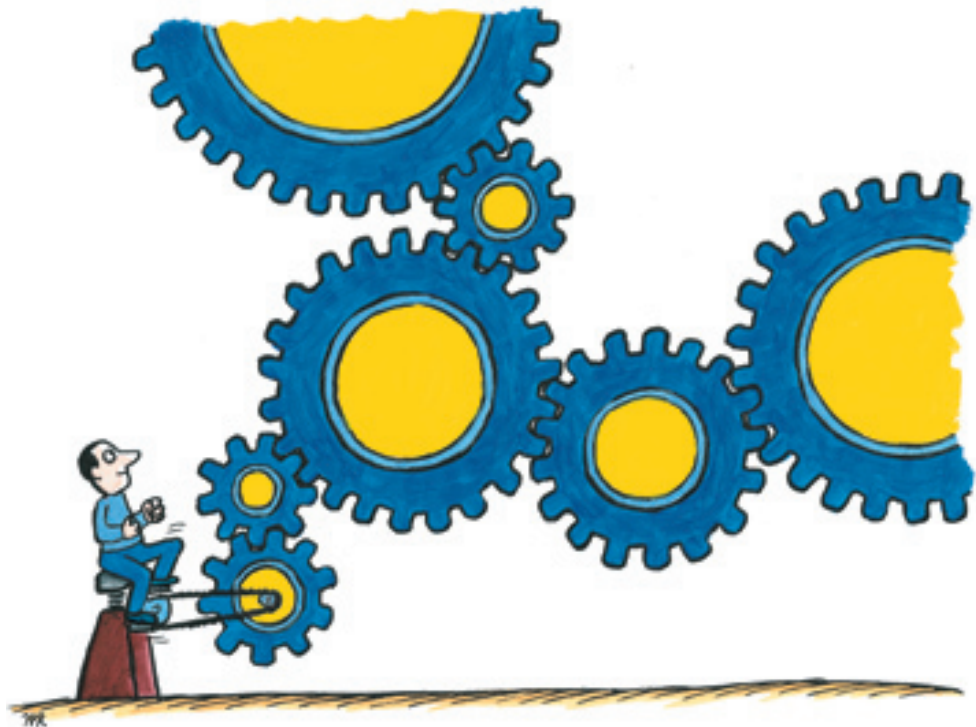
これらの条約の規定に基づいて、EU加盟国はその国家主権の一部を共通の機関に移譲しています。共通の機関は、各加盟国の国益だ

けではなく、EU全体の利益を代表します。

条約は、EUの法体系の中で「一次法」と称されています。その一次法から派生する膨大な法律が、EU市民の日常生活に直接影響を与える「二次法（派生法）」です。二次法は、主として規則、指令および勧告で構成されます。

これらの法律ならびにEUの政策一般は、以下の3つの主要機関が決定します。

- 各加盟国を代表する**EU理事会**
- EU市民を代表する**欧州議会**
- 欧州全体の利益を代表する政治的に独立した機関である**欧州委員会**



この「EUの機構の三極構造」が機能するためには、3機関が緊密に協力し合い、互いに信頼し合うことが不可欠です。「欧州議会、理事会および欧州委員会は、その任務を遂行するため本条約の規定に従って、規則 (regulations) を定め、指令 (directives) を発し、決定 (decisions) を行い、勧告 (recommendations) または意見 (opinions) を表明する」(マーストリヒト条約第249条)。

欧州連合理事会

欧州連合 (EU) 理事会 (Council of the European Union) は、EUの主たる意思決定機関です。この機関は、かつて「閣僚理事会」と呼ばれていたもので、単に「理事会」と称されることもあります。

理事会の議長国は加盟国が半年ごとの輪番制で務めます。すべての理事会の会議に、各加盟国から閣僚級代表が1人出席します。どの閣僚が出席するのかが会議の議題によって決まります。例えば、外交政策について話し合うのであれば外相、農業問題については農相、といった具合です。このように、産業、運輸、環境といった政策分野ごとに招集される理事会は9通りあります。その中で、理事会全体の仕事の企画・調整を担当するのが一般・対外関係理事会です。

EU理事会の議事の準備を行うのが「コレペール」(Coreper) と呼ばれる常駐代表委員会です。この常駐代表委員会は加盟国の駐EU大使によって構成され、加盟国政府各省庁の職員が大使を補佐します。理事会の実務はブリュッセルに本部を置く理事会事務局が担当します。

EU理事会は欧州議会と立法権および予算に関する責任を共有します。理事会はまた、欧州委員会が交渉した国際協定を締結します。基本条約に基づき、理事会における決定は、全会一致または単純多数決、もしくは加重票を用いた「特定多数決 (qualified majority)」によって行われなければなりません。

基本条約の改正や新しい共通政策の導入、新たな加盟国の承認などの重要な事項については、理事会の表決は全会一致が原則となっています。

上記以外のほとんどの場合には、特定多数決による表決が用いられます。すなわち、法案の採択には一定数の賛成票が集まらなければなりません。各加盟国に割り当てられる加重票は、大まかに人口を反映しています。

2004年11月1日から各加盟国の持ち票は、以下の通りとなりました。

| | |
|------------------------------------|-----|
| • ドイツ、フランス、イタリア、英国 | 29 |
| • スペイン、ポーランド | 27 |
| • オランダ | 13 |
| • ベルギー、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、ポルトガル | 12 |
| • オーストリア、スウェーデン | 10 |
| • デンマーク、アイルランド、リトアニア、スロヴァキア、フィンランド | 7 |
| • キプロス、エストニア、ラトヴィア、ルクセンブルグ、スロヴェニア | 4 |
| • マルタ | 3 |
| 総票数 | 321 |

特定多数決の成立には、少なくとも232票 (72.3%) が必要となります。また、以下の条件も加わりました。

- 加盟国の過半数 (場合によっては3分の2)

が賛成しなければならない

- 賛成票がEU全人口の少なくとも62%を代表していることについて、どの加盟国も確認を求められることができる

欧州理事会

欧州理事会（European Council）は、一般的にはEUサミットまたはEU首脳会議と呼ばれることも多く、各加盟国の大統領や首相と欧州委員会委員長で構成されます。すべての欧州理事会の会合で欧州議会議長が演説を行います。

欧州理事会の起源は、EUの政治指導者（加盟国の元首・首脳）が定期的に会合を開くようになった1974年までさかのぼり、1987年の単一欧州議定書により条約上制度化されました。会合は原則として、年4回開催され、EU理事会の議長国の大統領または首相が議長を務めます。

加盟国の内政においてEU関連の事柄がますます重要性を帯びてきている現在では加盟国首脳が定期的に集まり、EUに関する主要議題について話し合う機会を持つのは適切なことといえるでしょう。マーストリヒト条約により、欧州理事会には正式にEUの主要政策の方針を定める機関としての地位が与えられ、EU理事会では合意に達し得なかった重要かつ複雑な問題を議論する権限が与えられました。

欧州理事会は、そのメンバーが広く世間的に名の知られた人物であり、取り上げる問題も場合によっては相当の論議を呼ぶものであるため、マスコミから大きく注目されるようになっていきます。欧州理事会は、世界情勢に関する討議も行います。国際問題に関してEU

として1つの声で発言することを目指し、共通外交・安全保障政策（CFSP）の共通戦略を構築します。

「ミスター欧州」、つまりEU外交の「顔」の役割を担うのは、共通外交・安全保障政策（CFSP）の上級代表（アムステルダム条約により新たに設置された役職）を兼ねるEU理事会の事務総長です。初代のCFSP上級代表にはハビエル・ソラナ事務総長が1999年に就任しました。

欧州議会

欧州議会（European Parliament）は、EU市民を代表し、EUの立法過程の一部を担います。1979年以降、欧州議会議員は5年に1度の直接

普通選挙で選出されています。

2004年6月の選挙において、欧州議会の議員定数は732人となりました。各国ごとの議員数は以下の通りです（自国語での国名のアルファベット順）。

| | 2004-2007年 | 2007-2009年 |
|---------|------------|------------|
| ブルガリア | - | 18 |
| ベルギー | 24 | 24 |
| チェコ | 24 | 24 |
| デンマーク | 14 | 14 |
| ドイツ | 99 | 99 |
| エストニア | 6 | 6 |
| ギリシャ | 24 | 24 |
| スペイン | 54 | 54 |
| フランス | 78 | 78 |
| アイルランド | 13 | 13 |
| イタリア | 78 | 78 |
| キプロス | 6 | 6 |
| ラトヴィア | 9 | 9 |
| リトアニア | 13 | 13 |
| ルクセンブルグ | 6 | 6 |
| ハンガリー | 24 | 24 |
| マルタ | 5 | 5 |
| オランダ | 27 | 27 |
| オーストリア | 18 | 18 |
| ポーランド | 54 | 54 |
| ポルトガル | 24 | 24 |
| ルーマニア | - | 36 |
| スロヴェニア | 7 | 7 |
| スロヴァキア | 14 | 14 |
| フィンランド | 14 | 14 |
| スウェーデン | 19 | 19 |
| 英国 | 78 | 78 |
| 議席総数 | 732 | 786 |

通常、欧州議会の本会議はストラスブール（フランス）、その他の会議はブリュッセルで開催されます。また、本会議の準備を行う17の常任委員会と、主としてブリュッセルで会合を持つ複数の政党グループ（political groups）があります。欧州議会の事務局はルクセンブルグに置かれています。

欧州議会はEU理事会と共同で法案の制定にあたります。その立法手続きには以下の3つの方法があります。

第1番目は、1986年の単一欧州議定書によって導入された「協力手続き（cooperation procedure）」です。この手続きに基づいて欧州議会は欧州委員会が提案する指令や規則について意見を述べ、欧州委員会はその意見を考慮し、必要とあれば提案を修正します。

第2に、同じく1986年に導入された「同意手続き（assent procedure）」があります。この手続きにより、欧州委員会が交渉した国際協定や、拡大に関するあらゆる提案のほか、選挙規則の変更などにも欧州議会の承認が必要となりました。

第3は、1992年のマーストリヒト条約によって導入された「共同決定手続き（co-decision procedure）」です。この手続きでは、労働者の自由移動、域内市場、教育、研究、環境、欧州横断ネットワーク、健康・衛生、文化、消費者保護などの重要な問題に関しては、欧州議会は理事会と同等の立場で立法活動にあたります。これらの分野の法案については、議員の絶対多数が理事会の「共通の立場（common position）」を否決すれば、欧州議会は法案を廃案にすることができます。ただし、場合によっては案件が調停委員会に回されることもあります。

この共同決定手続きの対象となる分野は、アムステルダム条約によって23分野、そして、ニース条約によってさらに7分野が追加されました。

EUの予算の採択についても、欧州議会とEU理事会が同等の権限を有しており、欧州委員会が提出する予算案は、議会と理事会の双方で審議されます。欧州議会には予算案を全体として拒否する権限があり、過去何度かその権限を行使しています。その場合は予算策定手続き全体をやり直すこととなります。このように予算に関する権限を最大限に行使することで、議会はEUの政策決定に影響を与えてきました。ただしEUの農業関連支出の大部分に関しては、議会の権限の外にあります。

欧州議会は欧州政治の推進力であり、各加盟国の政治的および国家的見解が表明、交換される、EUにおける主要な討議の場でもあります。したがって、多くの政策が欧州議会を舞台に誕生するのも当然のことといえるでしょう。

欧州議会のほとんどの議員は、国家横断的な政党グループに属します。最大の政党グループは、次の2つです。

- 欧州人民・欧州民主党グループ（EPP-ED）
 - － 欧州人民党（キリスト教民主党）と欧州民主党で構成
- 欧州社会主義グループ（PES）－ 欧州社会党

欧州議会はまた、EU基本権憲章（2000年12月発表）の起草および2001年12月のラーケン（ベルギー）欧州理事会の決定に基づく「欧州の将来に関するコンベンション」の設立においても重要な役割を果たしました。

最後に重要な点として挙げておかなければならないのは、欧州議会がEUの諸活動に対し、民主的なコントロールを行う機関であるということです。議会は、不信任動議を可決することにより、欧州委員会を総辞職させることができます（可決には3分の2の議員の賛成が必要）。また、会計監査院の報告を検討したり、欧州委員会やEU理事会に口頭または書面で質問し回答を求めることによって、EUの政策が適切に運営、実施されていることを確認します。その他、その時々々の欧州理事会議長が、EU首脳の下した決定について、議会に報告します。

欧州委員会

欧州委員会（European Commission）は、EUの主要機関のひとつです。

2004年11月に発足した現欧州委員会の委員の数は全加盟国から1人ずつの計25人です。ブルガリアとルーマニアが加盟すると委員が2人増えます。

欧州委員会は、政治的に完全に独立した機関として任務を遂行します。EU全体の利益のために行動することを義務づけられているため、いかなる加盟国政府の意向にいささかも左右されてはならないのです。欧州委員会は「基本条約の守護者」として、EU理事会や欧州議会で採択された規則や指令が適切に適用され、実施されているかを監視します。もしも適正な執行が行われていなければ、違反者を欧州司法裁判所に提訴し、EU法の遵守を求めることができます。

欧州委員会はまた、EU内で唯一、法案の発議権を持つ機関でもあります。欧州委員会は

EU理事会内、あるいはEU理事会と欧州議会との間の合意を促すために、いかなる段階であっても行動を起こすことができます。

EUの行政執行機関としての欧州委員会は、共通農業政策などに関するEU理事会の決定を実行に移します。研究、開発援助、地域政策などのEU共通政策の運営は主として欧州委員会の責任となっており、欧州委員会はこれらの政策の予算も管理します。

欧州委員会は欧州議会に対して責任を負い、議会在不信任動議を可決した場合には総辞職しなければなりません。1999年3月16日に、ジャック・サンテール委員長が当時の欧州委員会の総辞職を表明したのも、欧州議会がこのような不信任動議を提出する旨の意向を示したからでした。後任のロマーノ・プロディ委員長は1999年～2004年の任期で委員長職に就き、その後はジョゼ・マヌエル・バロゾ委員長が引き継いでいます（2004年～2009年）。

欧州委員会を支えているのは、40の部局（総局およびその他の部署）からなる官僚機構であり、その職員は主としてブリュッセルとルクセンブルグに配置されています。伝統的な国際機関の事務局と異なり、欧州委員会には固有財源があるため加盟国政府の意向にはまったく左右されずに行動することができるのです。

欧州司法裁判所と第一審裁判所

欧州司法裁判所（Court of Justice）は、各加盟国から1人の判事によって構成され、判事は8人の法務官の補佐を受けています。裁判所はルクセンブルグにあり、判事と法務官は加盟国政府の合意によって任命されます。任期

は6年で、再任が認められています。判事は、いかなる場合でも公平・中立の立場を維持します。

欧州司法裁判所は、EU法が遵守され、基本条約が適切に解釈、適用されるように図るという役割を担っています。

欧州司法裁判所は、加盟国がEU基本条約に規定されている義務を履行していないと判断することがあります。裁判所はまた、EU法が正しく制定されているか審理し、欧州議会やEU理事会または欧州委員会が必要とされる措置を実施していないと認定することもあります。

欧州司法裁判所は、加盟国の裁判所の申請に応じて、EU基本条約の解釈およびEU法の効力や解釈について判決を下すことのできる唯一の機関です。したがって、加盟国の裁判所は審理の過程でこの種の争点が生じたときには、欧州司法裁判所に判断を委ねることができます。また場合によっては、その判断を仰がなければなりません。

このような制度によって、EU全域でEU法の解釈や適用に相違が出ないことが保障されます。

EUの基本条約は、欧州司法裁判所に対し、EU諸機関が定めた法令等がEU市民の基本的人権を尊重したものであるかどうかを審理し、個人の自由と安全に関する事項について判決を下す権限を明確に与えています。

1989年に設置された第一審裁判所（Court of First Instance）も各加盟国から1人の判事によって構成されています。加盟国の個人や企業が提訴する案件や、競争法関連の案件などに代表される特定分野の訴訟を扱います。

また、2004年には、EU公務裁判所が設置されました。同裁判所は7人の判事からなり、EU機関で働く職員と雇用主であるEU機関との紛争に対して司法判断を下します。

欧州会計監査院

1975年に設置された欧州会計監査院（Court of Auditors）は、1加盟国1人の委員で構成されます。委員は、欧州議会の諮問を経て、加盟国間の合意により任命され、その任期は6年です。会計監査院は、EUの予算における歳入・歳出のすべてについて、適法かつ無駄なく執行されているか、また、財務管理が健全であるかを監査します。会計監査院は、EU資金を扱うすべての組織の会計監査を行う権利があり、必要とあれば、欧州司法裁判所の判断を仰ぐこともできます。

欧州経済社会評議会

ローマ条約（欧州経済共同体設立条約および欧州原子力共同体設立条約）が適用される政策分野に関する決定を行う際に、EU理事会と欧州委員会は欧州経済社会評議会（European Economic and Social Committee = EESC）の意見を求めます。経済社会評議会は、各種利益団体を代表する評議員で構成されています。これらの利益団体は、一括して「組織された市民団体」（organised civil society）と称されます。経済社会評議会の評議員は、EU理事会によって任命され、その任期は4年です。

経済社会評議会の意見を参考にしなければならない分野（雇用、欧州社会基金、職業訓練など）は、きわめて多岐にわたります。評議会はまた、これら以外にも重要であると判

断した事項について、自主的に勧告を行うことができます。

地域委員会

地域委員会（Committee of the Regions = CoR）は、欧州連合条約（マーストリヒト条約）に基づいて設立された機関で、地域・地方政府の代表者によって構成されています。委員は、加盟国の提案に基づいてEU理事会が任命し、その任期は4年です。

欧州連合条約の規定によると、EU理事会ないし欧州委員会は加盟国の各地域・地方の利害が関係する案件について、地域委員会の意見を参考にしなければなりません。地域委員会が率先して意見を表明することもあります。

欧州投資銀行

ルクセンブルグに本部を持つ欧州投資銀行（European Investment Bank = EIB）は、EU内の低開発地域の支援や中小企業の競争力向上に関するプロジェクトに融資を行っています。

欧州中央銀行

フランクフルトに本部を置く欧州中央銀行（European Central Bank = ECB）は、単一通貨ユーロの管理を行い、EUの金融政策を担当します。欧州中央銀行については、第7章でより詳しく取り上げます。

欧州の将来に関するコンベンション

本章でこれまで解説した諸機関がEUの意思決定のメカニズムの主要な要素です。しかし、EUが今後も効率よく機能し続けるためには、EUの機構の改革が必要です。そのために2001年12月のラーケン欧州理事会は、「欧州の将来に関するコンベンション」を開設しました。元フランス大統領のヴァレリー・ジスカールデスタン議長のもと、加盟国および候補国の政府、加盟国議会、欧州議会および欧州委員会の代表計105人から構成されるコンベンションの目的は、拡大後のEUの新しいあり方に関して提案を行うことでした。

EUは今、主として2つの課題に直面しています。まず、今後約10年の間で、拡大によってEUの加盟国数は30もしくは35カ国にまで増える可能性があるということです。それほど大人数の閣僚が集まる状況で、EU理事会が全会一致の決定を下すことは果たして可能でしょうか。EUの意思決定プロセス自体が停滞し、機能しなくなってしまうのではないのでしょうか。また、EUの統治はいかにして行われるのでしょうか。誰がEUの代表として世界に発言する役割を担うのでしょうか。欧州と欧州以外の地域を分ける最終的な境界線はどこに引かれるのでしょうか。ちなみに、EUの機関ではありませんが、欧州評議会（Council of Europe）には、すでにロシアやウクライナ、トルコやコーカサス諸国を含む45カ国が加盟しています。

EU市民はまた、EUの政策決定についてより強い発言力を持つことを望んでいます。意思決定構造が非常に複雑で分かりにくく、その中心となる「ブリュッセル」も自分たちの日常生活からあまりにもかけ離れていると感じていることも事実です。したがって、EUの中

で誰がどういった責任を負うのかを明らかにした憲法が必要なのです。その憲法には、EUの諸機関の持つ権限や責任と、地域レベルまたは加盟国レベルに任される事項とがはっきりと記されている必要があります。

EUに必要なのは、より分かりやすく、より民主的で、一般市民がより身近に感じるような、新しい形の「ガバナンス」を見いだすことなのです。コンベンションは、こういった要請に応えるべく、EUのための憲法を起草し、2003年6月に欧州理事会に提出しました。

条文は2004年6月の欧州理事会で最終合意に達しました。

加盟国は議会採決もしくは国民投票による国内批准手続きを開始しました。しかし、2005年にフランスとオランダの国民投票で否決されて以来、批准のスピードが大幅に減速したため、将来の拡大に向けて、現在憲法条約の重要な部分を守る手立てが模索されつつあります。2006年5月時点で、加盟15カ国、人口でいえばEU全体のほぼ半数が批准を完了しています。

欧州憲法に向けて

2004年10月29日、EU加盟25カ国と加盟候補3カ国の元首・首脳は、同年6月18日に全会一致で採択された「欧州のための憲法を制定する条約」に調印しました。

憲法条約には、以下のような内容が含まれています。

- 欧州理事会議長は、特定多数決によって選出されるものとし、その任期は2年半とすること。再任は1度のみ可能とすること
- 欧州委員会委員長は、欧州議会議員の過半数の賛成によって選出されるものとする。委員長候補は、欧州理事会が欧州議会の選挙結果を考慮の上、選ぶものとする
- EU外務大臣を任命すること。EU外務大臣は、欧州委員会副委員長であると同時に欧州理事会のメンバーであること
- EU基本権憲章を憲法条約に組み込むこと
- EUに法人格を与えること
- EU理事会において、特定多数決による採決を増やすこと
- 立法および予算に関する欧州議会の権限を拡大すること
- EUおよび加盟国の権限と責任をより明確にすること
- EUが補完性の原則を守っていくことを確実にするために、加盟国議会が一定の役割を果たすこと



5 欧州連合の政策

ローマ条約を起草した先人たちは、欧州経済共同体（EEC）の使命を次のように規定しました。「共同市場の設立と加盟国の経済政策の漸進的接近により、共同体全体の経済活動の調和した発展、持続的で均衡のとれた拡大、安定の増大、生活水準の一層速やかな向上、および加盟国間の関係の緊密化を促進することである」。

現在、人・物・資本・サービスの自由な移動と企業間の公正な競争を保障し、消費者の利益を守る欧州連合（EU）の政策のおかげで、これらの目標はおおかた達成されました。単

一市場は1993年に完成し、2002年には単一通貨ユーロの流通が始まりました。

しかし、こういった功績が経済のすべての部門および欧州の全地域にその恩恵を及ぼすためには、EU自らが資金を提供し、責任と決意をもって遂行する「構造」政策による裏付けが必要でした。

欧州の政治的指導者たちは早くから、欧州の連帯を実現するには「経済的・社会的結束」を強化する、つまり裕福な地域と貧しい地域の格差を縮めるための措置を取る必要がある



ことを認識していました。これは、実際には地域政策と社会政策を導入することを意味しており、これらの政策は、EUが拡大するたびにますます重要性を帯びていきました。

地域政策

EUの地域政策の基本は、経済的に恵まれない地域や階層の人々に、EUの予算から補助金を支払うことにあります。そのために、2000年～2006年の期間には2,130億ユーロが割り当てられています。この補助金は、後進地域における開発の促進や、旧工業地帯の転用、若者や長期失業者の就職支援、農業の近代化、および貧しい農村の支援に使用されます。

補助金の支払いは、欧州地域開発基金（ERDF）、欧州社会基金（ESF）、漁業指導基金（FIGF）および欧州農業指導保証基金（EAGGF、フランス語名からFEOGAと略されることも多い）という4つの目的別の基金を通じて行われます。

こういった補助金は、民間部門および加盟国政府や地方政府による投資を補ったり、促進したりしています。支払いの対象を定めるにあたって、最大限の効果を発揮できるようにEUは次の3つの優先目標を定めました。

- 第1の目標は、ある地域の域内総生産（GDP）をその地域の総人口で割った金額、つまり、1人当たりの域内GDPが、EU全体の1人当たりGDP平均の75%未満の地域に対する支援です。この目的で使われる補助金は2000年～2006年に地域政策のために割り当てられている予算総額の3分の2を占め、金額にし

て1,350億ユーロに相当します。約50地域を対象とするこの補助金は、これらの地域に不足しているインフラの整備、地元住民に必要な教育や訓練の機会の提供、地元企業への投資振興に用いられます。

- 第2の目標は、前述以外で困難な状況にある地域を支援するものです。経済の再編が進行中の地域や衰退しつつある農村、さらには危機に瀕している漁村、および深刻な問題を抱えた都市がその対象となります。
- 第3の目標は、教育訓練制度を近代化し、雇用創出を支援することによる失業対策です。

これらの目標達成のための目的別プログラムには、国や地域の境界を越えた協力を促進する**Interreg**や、危機的状況にある都市部の持続可能な開発を支援する**Urban**などが含まれます。

以上の構造基金のほかに、1人当たりGDPがEU域内平均の90%未満の加盟国における交通インフラの整備や環境保全に資金援助を行う「結束基金」があります。

EUが資金を拠出する、このような構造政策のおかげで、加盟国間の経済の格差是正が進みました。経済通貨同盟（EMU）の参加条件を満たそうとする加盟国政府の取り組みもまた、こういった経済的「収れん」の要因となつています。

構造政策の新規加盟国への適用拡大

新たに10カ国を迎え入れた今回のEU拡大は、経済的・社会的結束を進める上で大きな問題をもたらしました。新規加盟国の一部には、EUの他の地域に比べて非常に遅れを取っている地域があるからです。実際のところ、拡大によってEUの多様性は一段と増すことになり、部門間・地域間調整へのより一層の取り組みが必要となっています。

EUは、加盟候補国に対する支援としていくつかのプログラムを立ち上げています。そのひとつが、中・東欧の候補国を対象とした市場経済と民主主義への移行のための支援プログラム**Phare**です。2002年から2006年の間に、対象国には総額109億ユーロの支援が与えられます。

2番目は、環境および運輸分野のインフラ整備プロジェクトに対する支援を行う**ISPA**（加盟前構造政策制度）です。このための予算は72億ユーロです。

第3番目として、農業支援のプログラムである**Sapard**（農業近代化・農村開発加盟前支援措置）には、36億ユーロの予算が割り当てられています。

加盟を果たした10カ国については、構造基金や結束基金が加盟前支援の後を引き継いでいます。

社会的側面

EUの社会政策のねらいは、欧州社会における著しい不平等を是正することです。雇用の創出を促進し、労働者がより容易に職種や就

業場所を変えられるようにするため、1961年に欧州社会基金（ESF）が設立されました。2000年から2006年を対象としてEUの予算から60億ユーロがESFに割り当てられています。

EUが欧州の社会状況の改善を目指す方法は、財政支援だけではありません。景気後退や地域開発の遅れが引き起こすすべての問題を、資金援助のみによって解決することはできません。社会の進歩は、なによりも経済成長から生まれるものであり、加盟国とEU両方の政策によって育まれるものなのです。

社会の進歩はまた、すべてのEU市民に確固とした基本的権利を保障する法令によって支えられています。そのうちの一部、例えば同一価値の労働について男女が同一の報酬を受け取る権利（男女同一賃金の原則）は、基本条約に明示されています。その他の権利は、労働者保護（職場の安全・衛生）や最低限の安全基準に関する指令に定められています。

1991年12月にマーストリヒト欧州理事会は、EUで働く全労働者が有する権利を定めた「社会憲章」（労働者の基本的社会権に関する共同体憲章）を採択しました。同憲章には次のような基本的社会権が規定されています。移動の自由、公正な報酬、労働条件の改善、社会的保護、団結権・団体交渉権、職業訓練、男女均等待遇、労使対話（情報開示・協議・参加）、職場における保健・安全、そして、子ども・高齢者・障害者の保護です。1997年6月、この社会憲章はアムステルダム条約の条文に組み込まれ、すべての加盟国に適用されることになりました。

雇用政策

20世紀の最後の10年間、雇用創出のためのより積極的な措置を加盟国政府に求めるEU市民の声が高まってきました。1997年までのEUではEUの全労働人口の10%以上が失業中でした。そのような状況において、人々は果たして欧州統合の利点に信頼を寄せられるのでしょうか。そのため、アムステルダム条約には雇用政策に関する条項が初めて盛り込まれ、雇用の創出がEUの経済政策の優先事項として規定されました。

1997年11月20日と21日のルクセンブルグ欧州理事会でEU15カ国の首脳は、各加盟国の雇用政策を一層実効あるものにするため、戦略を協調させることに合意しました。この戦略は、職業訓練の質の向上、新規事業の立ち上げ支援、および「社会的対話」——雇用者と被雇用者の関係の改善——を目指し、雇用を増やすためのガイドラインを設けました。加盟国とEU諸機関は、合意に基づく評価手続きを用いてこのガイドライン実施の進捗状況を定期的に点検しています。

この「ルクセンブルグ戦略」は、2000年3月のリスボン欧州理事会によって内容が補強され、範囲が拡大されました。これが、10年以内にEUを「より質の高いより多くの雇用と、より強い社会的な結束を伴って持続可能な成長ができるような、世界で最も競争力と活力を持つ、知識を基盤とした経済」にするという、新しいかつ非常に大胆な目標を示した「リスボン戦略」なのです。(第8章「知識を基盤とした社会に向けて」を参照のこと)

「リスボン戦略」の実施が予想ほどうまく進んでいないことを受け、欧州委員会は2006年2月、欧州の改革プロジェクトに新たな弾みを

つけるための新戦略「EU成長・雇用戦略」を発表しました。

共通政策のための財政

1997年3月にベルリン欧州理事会は、2000年から2006年までのEU予算の全体的な規模と概要について合意しました。この合意は「アジェンダ2000」と呼ばれ、EUが政策を実施するために必要な資金を確保すると同時に、拡大に備えた準備を行うことを目標としたものでした。

「アジェンダ2000」にはまた、EUの財政を引き締め、EUの予算が適切かつ効果的に使われることを納税者に示すという目的もありました。この戦略では、主として各国のGDP比に基づく「分担拠出金」と各国の付加価値税(VAT)に由来するEUの「固有財源」を、2000年から2006年までのEUの国民総生産(GNP)合計額の1.27%を上限とする規模に抑えるとした。

この財政改革によってEUは、すでに実施されている連帯のための政策の見直しを迫られたり、新たな活動への着手が妨げられたりせずに、拡大に伴う2006年末までの費用をまかなうことができるのです。2005年に割り当てられているEUの総予算は1,050億ユーロでした。2006年には、2007年～2013年の総予算を8,644億ユーロとするという合意がなされました。

共通農業政策の改革

「アジェンダ2000」を取り決める際にベルリン欧州理事会は、関連費用の削減と欧州の農業の競争力維持のため、共通農業政策（Common Agricultural Policy = CAP）の改革を行うことを決定しました。

ローマ条約に定められている共通農業政策の目標は、ほぼ達成されました。農家は一定の生活水準が保障されるようになり、市場も安定しました。農産物は手ごろな価格で消費者のもとに届き、諸制度は近代化されました。また、すでに採用された他の方策も効果を発揮してきました。消費者は安定した供給を受けることができ、農産品の価格は世界市場の変動の影響から守られ、安定しました。

しかしまさにその成功ゆえ、共通農業政策は大きな問題を抱えるようになりました。耕作方法が近代化され、欧州の農業がますます競争力を高めていったこととともに、生産の伸びが消費の伸びを上回り、余剰農産物処理にかかる多大な費用はEUの財政にとって大きな負担となりました。農村を離れる人の数もますます増え、EU全体の労働力における農民の割合は20%から5%以下に落ち込みました。その上、生産には助成金が支払われ、それはEUの年間予算のかかなりの部分を占めていました。

共通農業政策の改革への取り組みが急務となり、そのため「アジェンダ2000」では政策の目標や方法が見直されることになりました。その結果、共通農業政策の主な目標は、農家に対して、高品質の農産物を需要に見合った形で生産するよう働きかけるとともに、環境を破壊する集約農業からの離脱を促すというものになりました。農家への助成も、生産高

とは切り離されたものになりました。

この改革は成果を表し始め、生産は抑制されました。EUは世界で有数の農産食品の輸出入大国です。農家には、環境を保護し、農村地帯を守る持続可能な農法が奨励されています。農村の新しい役割は、それぞれの地域で一定の経済活動を確保し、また、欧州の景観の多様性を維持することとなったのです。この多様性と「農村型の生活」、つまり、大地と調和した生活の尊重は、欧州のアイデンティティの重要な要素となっています。

共通農業政策の運営を担当する欧州委員会は、農民と消費者の利害をさらに近づける必要があると見ています。消費者には、公衆衛生基準を完全に満たした高品質の食品を手にする権利があります。欧州に口蹄疫や狂牛病（BSE）が広まることになったのは、1990年代から2000年代初頭までのEUの食品安全および動物衛生に関する政策の失敗に起因していました。この事態に歯止めをかけるために、流通や輸出入の禁止措置が取られなければなりませんでした。しかし、事態の是正を図り、厳格な管理を導入した結果、貿易上の措置は解除されました。

2002年に欧州委員会は、EUが世界貿易機関（WTO）のルール策定に影響を与えることを可能とするような、さらなる改革を提案しました。欧州委員会は、食物の品質、予防原則、および動物衛生に重点が置かれることを求めています。

同様に、EUは漁業政策の改革にも着手しました。目的は、漁船の過剰漁獲能力を削減し、水産資源を保護し、漁業を離れる人々に対して財政支援を提供することです。

持続可能な開発

EUの政策は、もともと単一市場の機能維持に焦点を当ててきましたが、次第に日常生活の他の側面を多く取り入れ、環境保全、公衆衛生、消費者の権利、競争、交通安全、教育と文化の機会の提供など、欧州社会が直面するさまざまな課題に取り組むようになってきました。

加盟国間の国境を越えた問題に効果的に取り組むには、国際協調が欠かせません。国境を越えた問題の多くを解決するには、EU全域に適用される法律と、EUのみが提供できる大規模な資金が必要です。一般市民の関心に応じて、アムステルダム条約では保健・衛生や消費者保護といった分野において、EUの権限や責任を大きく拡大しました。

EUの諸機関が世論に応じて行動している最も顕著な例は、間違いなく**環境保全**の分野でしょう。人々は、環境汚染には際限が無いこと、自然遺産を守らなければならないこと、そして1人ひとりの市民が安全で健康に良い商品や住環境を入手する権利を有することを認識するに至りました。そのため、EUは広範な問題に対して非常に具体的な行動を取ることを迫られたのです。すなわち、EU全域を対象とした大気汚染に関する基準の採用、オゾン層保護のためのフロンガス排出規制、廃水処理および廃棄物の取扱い一般の改善、化学物質の使用の監視、自動車騒音レベルの規制、などです。

環境を守ることは、ただ単に法律を厳しくすればいいというものではありません。EUは環境保全プロジェクトに資金を提供し、企業や産業がEUの環境法令を遵守できるように財政援助も行っています。

2002年8月に南アフリカのヨハネスブルクで、国連の「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルク・サミット）」が開催されました。欧州理事会は同年3月、上記首脳会議の準備のためバルセロナで会合しました。このバルセロナ理事会は、EUの持続可能な開発政策を、世界にとっての模範となるようなものにする、ということを経済の明確な優先事項として決めました。この政策には、天然資源の保全とその持続可能な管理、環境管理のための国際的な制度の樹立、EUの技術力を高める取り組みとその技術力を発展途上国と共有するための一層の努力、などが含まれなくてはなりません。バルセロナ欧州理事会はまた、EUの目標として、政府開発援助（ODA）をGNPの0.7%まで増やすことも決定しました。

それには、さまざまな難問があります。いかにして環境破壊を伴わずに、発展途上国に不可欠な経済成長を促すことができるのか。水資源の管理はどのように行うべきか。持続可能なエネルギー源はいかにして手に入れることができるか。アフリカを飢饉と疾病から救うにはどうしたらいいのか。こういった問題もまた、各国が個別に取り組むよりも、EU全体が協調して取り組んだ方がより効果的なのです。

技術革新

EUの創設者たちは賢明にも、EUの将来の繁栄のためには、技術分野で世界をリードし続けることが重要であると考えていました。彼らはまた、欧州規模で共同研究を行う利点を認識していました。そのため、1958年の欧州経済共同体（EEC）の設立と同時に、欧州原子力共同体（Euratom、ユーラトム）も設立

したのです。ユーラトムの目的は、加盟国が共同で原子力の平和的利用に取り組むことを可能にすることでした。そのため、独自の共同研究センター（JRC）が設置されました。共同研究センターは、ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダおよびスペインの5カ所にある計7つの研究施設で構成されています。

しかし、科学技術分野での革新が加速化するにつれ、EUの研究は複雑多岐になり、できるだけ多種多様な科学者や研究者を集める必要が生じました。そこでEUは、研究を支える資金源や、研究成果の産業への応用などを新たに見出さなければなりませんでした。

EUレベルの共同研究は、各加盟国の研究プログラムを補完するものと位置づけられており、異なる加盟国にある複数の研究施設が参加するプロジェクトに主眼を置いています。この共同研究は、例えば、欧州共同トラス・プログラム（Joint European Torus = JET）を通じて、21世紀における無尽蔵のエネルギー源となる可能性があると考えられる制御熱核融合分野での基礎研究を支援します。また、EU域外諸国との激しい競争に直面している電子工学やコンピュータなどの主要産業における研究技術開発（RTD）も促進します。

EUは、「リスボン戦略」や、2007年から2013年を対象とする第7次研究枠組み計画、および「欧州研究領域」を通して、研究を優先的に推進すると定めています。「3%行動計画」は、2010年までに、研究技術開発投資をGDPの3%へと増加させることを目指し、その3分の2を民間投資でまかなうこととしています。

重点的に取り組むのは「共同技術イニシアティブ」、「競争的基礎研究」、「加盟国プログラム間の調整」、「研究インフラ」、「人材育成」、「協働を通しての卓越性の追及」の6つの側面とし、具体的な研究開発テーマとして「健康」、「食料・農業・バイオ」、「情報通信技術」、「ナノ科学技術・新材料・新製造技術」、「エネルギー」、「環境(航空技術を含む)」、「社会経済科学」、「人文科学」、「安全と宇宙」を掲げています。

新たに設立される欧州工科大学(European Institute of Technology)は、教育、研究、イノベーションに関する活動を統合的に支援することになります。

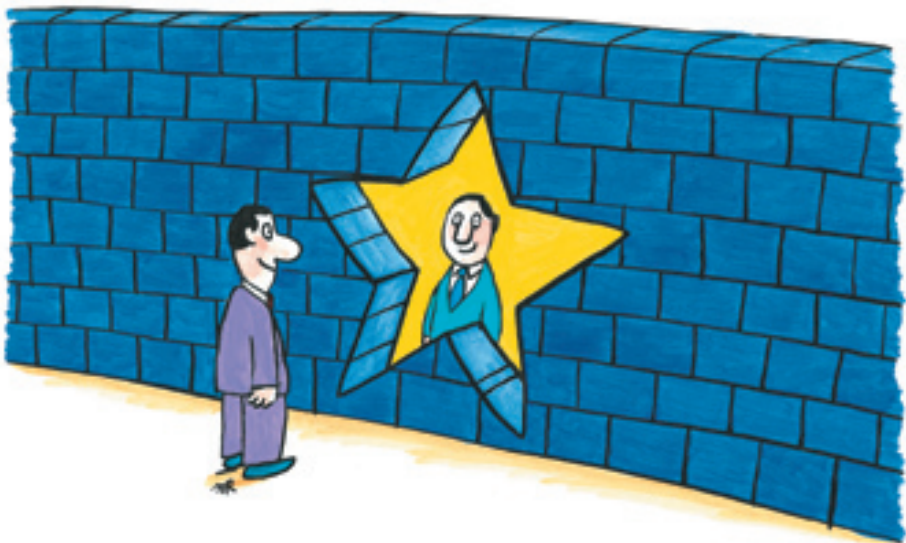
★ 6 単一市場

ローマ条約の第2条は、欧州経済共同体（EEC）の目的を次のように定めています。

「共同体全体の経済活動の調和した発展、持続的かつ均衡の取れた拡大、安定強化、生活水準の向上の促進、および加盟国間の関係なお一層の緊密化を図ること」。

この目的を達成するには、互いに補完関係にある2つの方法がありました。ひとつは、国境を開放して、EECの中で人・物・サービスが自由に移動できるようにすることです。もうひとつは、共通の政策や財政手段を持つことで、加盟国間の連帯を築くことです。

ようやく単一市場の「完成」が宣言されたのは1993年1月1日でしたが、これで単一市場のプロジェクトが完了したとはいえませんでした。ここまで到達するのに、なぜ40年以上もかかったのでしょうか。EEC内では早くも1968年7月に、予定より1年半も早く関税が廃止されています。それにもかかわらず、その後はどうして遅れが生じたのでしょうか。それは、税制を調和させるよりも関税を調和させる方がずっと簡単だからであり、また職業に関する規則が国ごとに違うからであり、さらには、1980年代初めには、見えざる保護主義や新たに生まれた多くの技術基準によって、欧州各国の市場が一層分裂してしまったからです。



こうした事実は見かけほど不思議なものではありませんでした。一部の加盟国は1973年と1980年の2回の石油危機によって、大きな経済的打撃を受けました。これらの国々は激化する国際競争の圧力から自国の市場を守るために、保護主義的な手段に訴えたのです。

しかし1985年には**ジャック・ドロール**委員長率いる欧州委員会が、画期的な白書を発表しました。この白書は、拡大しつつある欧州共同体（EC）が3億人以上の消費者を抱える単一市場となる可能性があるかと論じています。しかし同時に、こういったとてつもない可能性が、国境検問所での行列や、技術面の貿易障壁、閉鎖的な政府調達市場といった多くの障害に阻害されていることもはっきりと指摘しています。こうした非効率から生じるコスト——「欧州規模でないことによるコスト」と呼ばれている——は、約2,000億ユーロと見積もられていました。

この白書は加盟12カ国を行動へと駆り立てました。1986年2月、加盟国は単一欧州議定書に調印し、1993年までに単一市場を完成するために必要な270余りの措置を取るべくスケジュールを定めたのです。その後の進展は急速なものでした。企業、業界団体、労働組合はみな、素早く対応し、自分たちの戦略を新たなルールに適合させていきました。まもなく、幅広い商品やサービスが利用できるようになったり、また仕事でも余暇でも人々が自由に欧州内を行き来できるようになったりして、すべての人々の日常生活の中で便益が実感されるようになりました。

移動の自由、競争力強化、そして経済成長が実現されて、こうした「好循環」は、後戻りできないものとなりました。物理的、財政的、技術的な障壁が1つずつ取り除かれていっ

たのです。しかし現在でも、預金に対する課税の調和など、特に取り扱いが難しい一部の問題については意見が一致していません。

人・物・資本・サービスが単一市場の中で自由に移動できるようにするには、公正な競争を確保するためのルールが必要です。こうしたルールはEC設立条約の中で定められています。例えば、同条約は「共同市場内の競争を妨害、制限、またはわい曲することを目的とするか、もしくは結果としてそれらを引き起こす」ようないかなる企業間協定をも禁止しています（第81条）。同条約はまた、「1社または2社以上の企業が共同市場において優越的地位を濫用すること」を禁じています（第82条）。

欧州委員会は、こうしたルールを確実に遵守させる上で重要な役割を果たしています。委員会は、ルールに違反した企業やEU加盟国に課徴金を科すことができます。この分野における委員会の権限は大きく、EU域外の企業間の協定に基づく活動であっても、単一市場に影響する可能性があれば、その活動を実際に禁止することができるのです。委員会はまた、「国家補助」（EU加盟国の政府が企業に与える支援）の監視も行っています。

単一市場の現状

全体として、これまでの成果は非常に満足のゆくものとなっています。

- 加盟国の政府調達市場に関しては、手続きの透明性を求める規則が強化され、公的機関への供給および公共事業契約に対する適切な監視が行われることで、市場が開放されています。

- 各国の税制の違いは、間接税、付加価値税（VAT）、および消費税に関する一定の共通規則によって平準化されています。
- 金融市場および金融サービス市場は自由化されています。
- 安全と環境汚染に関する各国の法律を調和させるためにいくつかの措置が取られ、さらに一般的には、EU諸国はそれぞれ他の加盟国の法律や認可制度の有効性を認めることで合意しています。
- 人の自由な移動を妨げる障害が取り除かれています。EU域内国境のほとんどではパスポートの検査が廃止され、EU加盟国は専門職の資格を相互認定しています。例えば、1997年11月に採択された指令のおかげで、弁護士はEU域内どこであっても活動することが可能となりました。
- EU内では企業法の調和が進められ、加盟国は自国の知的所有権および工業所有権（商標や特許）に関する法律を調和させています。その結果、産業協力を行う上でさらに好ましい環境が作り出されています。

しかし、移動の自由は完成にはほど遠い状態にあります。人々が他のEU加盟国に移動したり、そこである種の活動をしたりするには、まだ多くの障害が残っています。欧州委員会は労働者の移動を促進すべく、例えば、ある加盟国で取得した学位や職業資格が他のすべてのEU加盟国でも認定されるようにするなどの措置を取っています。

単一市場は確かに機能していますが、現在でもかなり未完成の部分を残しており、常に改善の余地が存在しています。単一通貨ユーロの導入は、市場の透明性と競争促進につながりました。2002年1月1日から、ユーロを利用する消費者たちは、EU内の12カ国において商品の価格を直接比較しながら買い物をするができるようになったのです。

進行中の分野

EUの富の多くはサービス産業から生まれており、この部門では自由化が進められています。しかしサービス産業の中でも、分野によって自由化の進行度合いが異なっています。

電気通信分野では、自由化によって料金がかなり引き下げられました。2001年末には、長距離通話料金は平均で2000年より11%、1998年より45%も安くなっています。

天然ガスと電力の分野でも完全な単一市場を作るための措置が取られていますが、エネルギー販売の分野全体がデリケートな問題を抱えています。この市場では、すべての消費者が信頼性の高いエネルギー供給を手ごろな料金で利用できるように図る必要があります。

欧州委員会は2000年11月、さまざまなエネルギー源を利用して安全な供給を確保するための、欧州規模のエネルギー政策の指針に関する討議資料（緑書）を発表しました。今、この問題で行動を取らなければ、20年後から30年後には、EUはエネルギー資源の70%を輸入しなければならなくなるのです（現在の輸入率は50%）。EUはすでに、石油輸入の45%を中東に、天然ガス輸入の40%をロシアに依存しています。

さらにEU諸国は、エネルギー供給において相互依存していると同時に、温室効果ガスの排出削減にも共同で取り組んでいます。EUの目標のひとつは、新しい再生可能なエネルギー源（生物燃料など）を開発し、2010年までにこうした「クリーンな資源」がEUのエネルギー供給量全体に占める割合を6%から12%に倍増させることにあります。

EUにおいてエネルギーを節約し、環境を改善する方法のひとつは、**運輸政策**にあります。現在、欧州で輸送される全貨物の約75%と全旅客の86%は道路で運ばれています。道路輸送は、大量のエネルギーを消費するだけでなく、渋滞を引き起こし、環境に悪影響を及ぼします。一部の都市では、交通がほとんど麻痺し、大気汚染が危険なレベルに達しています。こうした問題の解決を促すために、EUはできるだけ多くの貨物輸送を道路から鉄道や内陸水路に移行させようとしています。

EUは、国境のない単一市場の中を、できる限り多くの人や物が移動できるような運輸政策を必要としています。そのため、欧州の鉄道輸送を完全に自由化しなければならないのです。つまり、欧州の鉄道利用に関する技術的基準を調和させ、すべての事業者に各国の鉄道網を開放する必要があります。

航空運輸にも改善が必要です。毎日2万5千機の航空機が欧州の空を飛び、これを各国の航空管制（ATC）システムが処理しています。その結果、混雑、フライトの遅れ、乗客の不満が発生しています。これに対して欧州委員会は、各国別となっているATCシステムを一体化させて「単一欧州空域（single European sky）」を作ることを提案しています。

欧州委員会と欧州議会の圧力によって、欧州各国の**郵便サービス**も競争に対して開かれるようになってきました。それに伴って「全体の利益となるサービス」をめぐる問題も提起されています。EU条約は、市場だけでは供給されない公共サービスを提供することの重要性も確認しています。すべての人が基本的なサービス（水、電気、保健サービス、郵便など）を手ごろな料金で利用できなければなりません。実際、こうしたサービスを利用できることは、EUの経済的・社会的結束にとって不可欠です。そこでEUの諸機関は、単一市場内の競争に関する条約の規定と、全体の利益となるサービスを高い水準で維持する必要とが矛盾しないような法律を作成しています。これはすべて、市民に対して欧州特有の「社会モデル」を提供しようとする、EUの取り組みの一環なのです。

現在、単一市場の完成に向けた作業は、いくつかの国では長年国営企業の独占の場とされてきたサービス部門に力点を置いています。この部門を競争に対して開放すれば、雇用の創出が促され、欧州の経済も強化されることでしょう。



経済通貨同盟とユーロ

2002年1月1日、欧州連合（EU）加盟12カ国にユーロ紙幣と硬貨が登場し、今や3億人以上の人々が日常生活にユーロを使っています。EU首脳が欧州単一通貨の構想をうたったマーストリヒト条約に調印したのは、1992年2月のことでした。条約調印からわずか10年という短い期間でユーロが実現したのです。歴史上例を見ない大規模な単一通貨の導入が、ごく短期間に成し遂げられたということです。ユーロが成功裏に導入されたことによって、ユーロに対する欧州市民の信認が高まりました。

ユーロを導入した国々においては、マルク

やフランなどのそれぞれの国の通貨が何世紀にもわたって使われていました。通貨は、独立国家としての象徴であり主権を行使する手段です。政治的には、ユーロが誕生したことにより、欧州市民は「欧州人としてのアイデンティティ」をより明確に共感するようになりました。経済的には、ユーロによって経済統合が進展し、域内単一市場の経済的効果が高まりました。ユーロ圏では、国境を越えるたびに両替する必要がありません。国境の向こうの隣国での買い物も容易になり、国別に価格の違いを簡単に比べることができるのです。



単一通貨の構想はどのようにして生まれたのでしょうか。30年以上さかのぼった1970年に、当時のルクセンブルグ首相の名前にちなんで名づけられた「ウェルナー報告」が発表されました。同報告は欧州経済共同体（EEC）が機能するためには、EECに加盟する国の経済と通貨が互いに収れんすることが重要である、と結論づけたのです。「ニクソン・ショック」と呼ばれる国際通貨危機や2度にわたる石油危機を乗り越えて、1979年3月に「欧州通貨制度」（European Monetary System=EMS）が立ち上がり、ウェルナー報告の実現に向けた動きが始まりました。EMSは、加盟国通貨間の為替レートの変動幅を2.25%から6%の間に定め、欧州通貨間の為替相場の安定を目指しました。しかし、国際緊張が高まったときには、EMSに参加している通貨のうち弱い通貨が為替市場で投機筋の餌食となり、結果として変動幅を守れず、為替レートの切り下げを余儀無くされたことがありました。

欧州の市場統合が進展するにつれて、為替相場の安定が一層重要になりました。1986年2月、「単一欧州議定書」が調印され、欧州各国の経済的収れんと為替相場の安定を目指すことになりました。もし単一市場において通貨が切り下げられると、単一市場は正常に機能しなくなります。その理由は、通貨が切り下げられた国は輸出競争力が高まり、単一市場内の輸出入に歪みが生じるからです。

1989年6月にマドリッドで開催された欧州理事会において、**ジャック・ドロール**欧州委員会委員長は「経済通貨同盟」（Economic and Monetary Union=EMU）の実現に向けた計画とスケジュールを提示しました。

経済同盟には、(1) 人・物・資本・サービスが自由に移動できる市場 (2) 市場機能を強化し、

自由競争を促進する政策 (3) 構造改革や地域開発における共通政策 (4) マクロ経済政策の協調—という4つの側面があります。また、財政赤字の上限など、財政規律に対して拘束力のあるルールが必要です。

他方、通貨同盟は、共通のマクロ経済上の目的を達成することを目指して、共同で政策運営にあたる「1つの通貨圏」を意味しています。通貨同盟が成立するためには、(1) 参加する国の通貨間における交換性の確保 (2) 資本移動の自由化と金融市場の統合 (3) 為替相場の変動幅を無くして固定相場制を採用する—という3つの条件を満たさなければなりません。これらの条件を満たせば、参加国の金利水準は収れんする方向に向かいます。単一通貨の採用は、通貨同盟にとって絶対に必要なものではありませんが、当然かつ望ましい帰結であるといえます。通貨同盟が成立すると、単一の金融政策が必要になります。

ドロール委員長が提唱した経済通貨同盟計画は、1992年2月に調印されたマーストリヒト条約において正式に取り上げられました。マーストリヒト条約は、加盟国が経済通貨同盟に参加する上で満たさなければならない諸基準を規定しました。参加基準は、インフレの抑制、低金利、財政赤字を国内総生産（GDP）の3%以下にすること、政府債務残高をGDPの60%以下にすること、そして為替レートの安定化です。

デンマークと英国は、マーストリヒト条約の付属議定書の中で、たとえ参加基準を満たしても、ユーロを導入する「経済通貨同盟の第3段階」へは移行しない権利を確保しました。デンマークは国民投票の結果、ユーロを採用する意図が無いことを表明しました。スウェーデンもユーロ導入を留保しました。

1997年6月にアムステルダムで開催された欧州理事会は、2つの重要な決議を採択しました。1つは「安定成長協定」(Stability and Growth Pact)として知られているもので、経済通貨同盟に参加する国に財政規律の維持を求めています。参加国は財政規律が守られているか互いに監視し、過度の赤字にならないようにします。2つ目は、「成長と雇用に関する決議」です。EU加盟国と欧州委員会は、雇用問題をEUの最重要課題として取り組むことを確約しました。

1997年12月にルクセンブルグで開催された欧州理事会は、経済政策の協調に関する決議を採択しました。この決議では、「単一通貨に対する共通の責務に関する事項を協議するために、ユーロ圏の担当大臣が非公式会合を持つ」ことが定められました。このように、欧州の首脳たちは、通貨同盟の枠を超えて、金融、政府予算、社会および財政の諸政策に及ぶ幅広い分野において、ユーロ圏の国々の関係を緊密化する道を開きました。

インフレは、経済の国際競争力を低下させ、通貨の価値を低下させます。1998年6月、欧州中央銀行(European Central Bank=ECB)が

「ユーロの番人」としてドイツのフランクフルトに設立されました。ECBは、独立した機関であり、いかなる政治的圧力も受けません。ECBは、1999年1月からユーロ圏の単一金融政策を担っています。

経済通貨同盟の進展の結果、ユーロ圏の投資家や消費者は、世界の株式市場の暴落やテロリストの攻撃、またイラク戦争の際も、経済や為替の安定を予見できたので、これらの「ショック」が及ぼしかねない大きな影響を回避することができました。

ユーロは、世界第2の基軸通貨になりました。ユーロは、国際決済や準備通貨としての利用が進んでいます。ユーロ圏では、証券会社のみならず証券取引所の合併が進み、金融市場の統合が加速化しました。金融サービスにおける障壁を除去し、単一金融市場を完成させるために、1999年に「金融サービスに関する行動計画」が策定されました。

2004年末の時点で、世界の外貨準備に占めるユーロの比率は24.9%でした。

ユーロ誕生までの歩み

1992年2月7日：マーストリヒト条約の調印

欧州連合（EU）および経済通貨同盟（EMU）に関する条約は、1991年12月、マーストリヒト（オランダ）において合意され、1992年2月に調印、1993年11月に発効しました。この条約は、一定の経済的条件を満たせば、加盟国は欧州の単一通貨に参加できると定めています。この「マーストリヒト基準」のうち最も重要なのは、財政赤字が国内総生産（GDP）の3%を超えてはならないというものです。政府債務残高もGDPの60%を超えてはいけません。為替レートと同様に、物価と金利は長期にわたって安定しなければなりません。

1994年1月：欧州通貨機関設立

1994年に欧州通貨機関（EMI）が設立され、EU加盟国の経済を監視し、加盟国経済の収れんを促進する新たな施策を実施することになりました。

1997年6月：安定成長協定

アムステルダムで開催された欧州理事会は、「安定成長協定」と新たな為替相場メカニズム（ERM2）を導入することを決めました。この新たな為替相場メカニズムは、ユーロを採用しないEU加盟国の通貨とユーロとの為替相場の安定化を目的としています。また、同理事会ではユーロ硬貨の欧州共通面のデザインが正式に決定されました。

1998年5月：11カ国がユーロ導入の条件を満たすことを承認

1998年5月1日から3日までブリュッセルで開催された会議において、欧州の首脳は、EU加盟国のうち11カ国がユーロ圏参加条件を満たしていることを確認し、同11カ国へのユーロ導入を決定しました。また、ユーロとユーロ参加国通貨間の固定交換レートを発表しました。

1999年1月1日：ユーロの誕生

1999年1月1日、ユーロに参加する11カ国の通貨が現金以外の取引での役割を終え、ユーロが誕生しました。ユーロは、オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガルおよびスペインの共通通貨となりました。この日以降、EMIの後継機関として1998年6月に設立された欧州中央銀行（European Central Bank=ECB）がユーロ圏の単一金融政策を担うことになりました。ユーロの為替取引は1999年1月4日に始まり、開始時の対ドル為替レートは1.18ドルでした。2001年1月1日には、ギリシャがユーロに参加しました。

2002年1月1日：ユーロ紙幣・硬貨の導入

2002年1月1日、ユーロ紙幣と硬貨が市中に流通し始めました。同時に、ユーロに参加した国の紙幣と硬貨が市中から回収され始め、ユーロと各国通貨の併存期間は同年2月28日に終了しました。この日から、ユーロ圏ではユーロが唯一の法定通貨となりました。



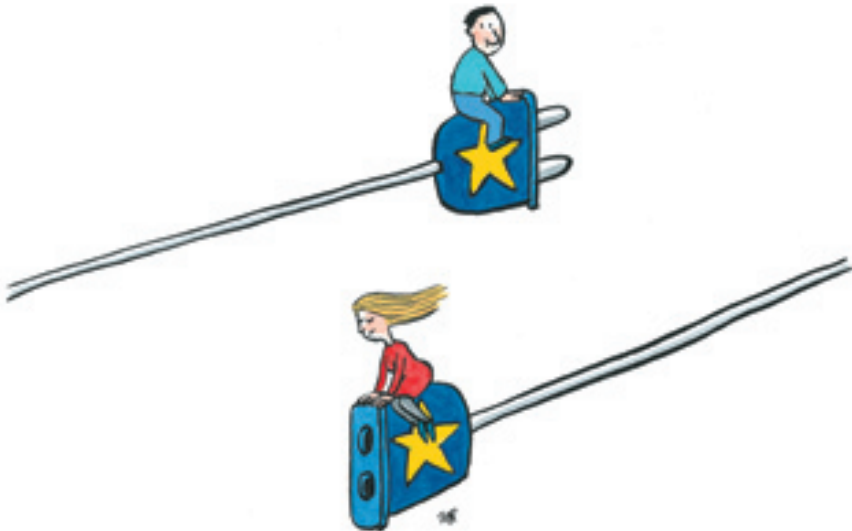
8 知識を基盤とした社会に向けて

20世紀最後の10年間、欧州のみならず世界中の経済や生活様式に影響を及ぼした大きな変革が2つありました。そのうちのひとつは、「グローバリゼーション」で、世界中いたる所で経済がより相互依存的になり、「地球規模の経済」が生まれたのでした。もうひとつは、「技術革新」で、インターネットと新しい情報伝達技術の出現でした。

技術革新はそもそも米国で誕生し、主として米国経済に利益をもたらしてきました。インターネットによるビジネスの普及により、米国の企業はより効率的で、高い生産性を有するようになりました。1995年と2004年を比較すると、米国経済は平均して、年3.6%の成長を遂げていますが、これは同時期における

欧州の成長率2.4%を大きく上回るものです。欧州では、1人当たりのGDPは米国の65%に過ぎず、労働生産性の平均値も米国より劣っています。

2000年に、欧州連合（EU）の指導者たちは、米国および世界の他の主要国と競争するためには、EU経済の徹底した近代化が必要であるとの認識を持つようになりました。その年の3月にリスボンで開催された欧州理事会では、EUにとって新たな、そして大変野心的な目標が掲げられました。すなわち、10年以内に「より質の高いより多くの雇用と、より強い社会的な結束を伴って持続可能な成長ができるような、世界で最も競争力と活力を持つ、知識を基盤とした経済」を構築することです。



EUの指導者たちは、この目標達成のための詳細な戦略についても合意しました。この「リスボン戦略」は、研究、教育、訓練、インターネットアクセス、オンラインビジネスなどの分野を網羅しています。また、欧州の社会保護制度の改革も含まれています。これらの制度は欧州が誇る偉大な資産のひとつであり、あまり苦痛を伴わずに欧州社会に変革をもたらすことを可能にするものです。しかしながら、次世代の人々が便益を得ることができるようするために、これらの制度は持続可能なものでなければならないのです。

毎年春に開催される欧州理事会では、この「リスボン戦略」の進捗状況について討議しています。

EU理事会の要請により、欧州委員会は、EUにおけるインターネットの利用促進を目的として、「**e-Europe2005**」と名づけられた行動計画を提出しました。この計画は、政府・訓練・保健サービスなどを含めた近代的な公共サービスをオンラインで提供することを目指しています。どこにいても、利用者は、競争的価格でセキュリティの高いブロードバンドに接続できなければなりません。言い換えれば、音声・データ・映像信号を高速回線または衛星回線で送信することができ、かつその送られた内容の機密性が保持されていることが必要なのです。

デジタルの可能性を十二分に活用し、欧州の企業と市民に、世界一流レベルの通信網と広範なオンラインサービスを安価で提供するためには、まだ多くの作業が残っています。例えば、EU域内すべての学校がインターネットに接続され、また全教師がインターネットを使いこなせるよう訓練を受けなければなりません。さらに、電子取引、知的所有権、電子決済、金融サービスのオンライン販売などに関する欧州の法律が整備されなければなりません。

リスボン欧州理事会の目標のひとつに、「**欧州研究領域**」の創設があります。それにはまず、科学情報のやり取りをするために、欧州の大学、研究所、科学図書館、そしていずれは学校を結びつける超高速欧州横断通信網を構築しなければなりません。研究者が欧州内を移動するにあたっての阻害要因を取り除く手はずも進められています。また、世界の最高レベルの研究者を引きつけ、彼らが欧州にとどまるような奨励策も必要です。

中小企業は欧州経済を中心となって支えています。しかしながら、往々にして、国によって異なる厄介な規則が競争力と活力の邪魔をしています。リスボン戦略はまた、中小企業のための憲章制定や、先端技術関連事業の起業家に対する融資策を提唱しています。

EUの優先事項のひとつとして、欧州の最も重要な財産である**人材と教育・訓練**への投資の増強が上げられます。EUは、教育と生涯学習の重要性、数力国語を学習することの必要性、技術力の習得を重視しています。電気通信とインターネットの分野における優れた人材が不足しているため、欧州は不利な立場に置かれているのです。

EUは、**ソクラテス、レオナルド**や**ユース**といった教育関連プログラムを通して、学生、教師、研究者の欧州内の移動を奨励しています。また、ある加盟国で受けた研修や取得資格が他のすべての加盟国で認められるよう図っています。

最後に、リスボン戦略は、**人口の高齢化**と、それが労働力ならびに**社会福祉と年金制度**の財政に深刻な影響を及ぼしているという非常に難しい問題に取り組んでいます。欧州では就労人口が少なく、それは特に女性と高齢者において顕著です。同時に、EUの一部の地域では失業が慢性化しており、失業率は地域によって大きなばらつきがあります。

リスボン欧州理事会は、2000年に61%であった就業率を2010年までに70%に、また女性の就業率を51%から60%まで引き上げることを目指しています。

2002年3月に開催されたバルセロナ欧州理事会は、高齢化が欧州社会に与える影響に対処するため、「個人向け早期退職奨励策および企業早期退職制度」を縮小するよう、EU加盟国政府に呼びかけました。2010年までには、「EU内の平均実効退職年齢を漸進的に5年間延伸する」必要があります。



9 市民の欧州

欧州は市民のためのものでしょうか。それとも企業のものなのでしょうか。欧州統合のプロセスは、欧州連合（EU）創設の父たちの抱いた政治的ビジョンにより動き出しました。彼らの最大の願いは、過去何世紀かがそうであったように、戦争のために欧州が荒廃することを、2度と繰り返さないことでした。しかし、統合された欧州をできるだけ効果的かつ強固に構築するために、創設の父たちはきわめて実地的な手法を採用しました。それは、石炭と鉄鋼、単一市場、農業政策、競争などの実務的な分野において、欧州の結束を醸成するというものでした。

こうして生まれた欧州を「専門家主導」と形容する人がいますが、それは、専門家、エコノミスト、官僚などの力がその目的を達成するために必要だったからです。専門家主導であったかもしれませんが、欧州の諸機関の

政治的意志に支えられることなくして、大本のビジョンを確たる現実にするにはできなかったでありましょう。

日常生活の中の欧州

EUの条約に規定されている目標の大半がすでに達成されています。かつて欧州内における人々の活動を制限し、物・資本・サービスの移動を妨げていた古いルールや規則、税や関税障壁は無くなりました。普段はあまり気づいていませんが、市民すべてが市場統合の便益、例えば、多種多様な消費財や製品へのアクセス、競争により低廉化されている価格、消費者や環境を守る政策、より高い水準において調和されている技術基準、などを享受しているのです。



同じように、欧州の中心から離れた地域は、欧州地域開発基金（ERDF）のような構造基金の恩恵にあずかっています。欧州の農民は、何十年もの間、欧州農業指導保証基金（EAGGF）による価格支持制度から便益を受けています。

EU予算からの歳出は、2003年には1,000億ユーロに上りましたが、そのほぼすべてが欧州市民の日常生活に影響を及ぼす施策に関するものです。

1958年にローマ条約が発効するや否や、欧州の立法家は、労働者の自由な移動、サービス提供の自由、専門家による起業の自由を保障するための法律の制定に取りかかりました。つまり、国籍にかかわらず、すべてのEU市民には、EUのどこにおいても求職する自由があるのです。国籍による差別は禁止されています。EU指令は、EU域内での開業許可に関する規則を調和しました。EUのある加盟国で取得した医者、弁護士、看護師、獣医、薬剤師、保険代理店などの資格が、他のすべての加盟国においても承認されるように、法律を調和するための骨の折れる作業が行われました。

しかしながら、各国の異なったルールにより統治されている分野も数多く残っていました。そのため、1988年12月21日、EU加盟国は高等教育修了証の相互認定の制度を導入する指令を採択したのです。この指令は、最低3年の期間を有するあらゆる大学課程に適用されるとともに、各国の教育・訓練制度に関する相互信頼の原則に基づいています。

これは、欧州市民にとっての第一義的権利は、EUのどこでも、移動、勤労、居住できる権利だということを意味しています。マーストリヒト条約（欧州連合条約）では、市民権に関する章の中で、この権利をうたっていま

す。

公的機関（警察、軍隊、外務などを担当する当局）の権限下にある活動は別として、EU加盟国の国民は、EU域内のどこにおいても、医療、教育、その他の公共サービスの提供にたずさわることができます。つまり、英国人の教師がローマで教鞭を取ることや、学校を卒業したばかりの若いフランス人がベルギーで国家公務員試験に挑むことは、きわめて当然のことなのです。

欧州の市民は、消費者であること、あるいは何らかの経済的・社会的役割を有していることに加えて、EU市民として、明確な政治的権利を有しています。マーストリヒト条約のおかげで、EUのあらゆる市民は、国籍にかかわらず、自らが居住するEU加盟国において、市町村議会から欧州議会まですべての議会選挙で投票と立候補を行う権利を有するのです。

EU市民権は、アムステルダム条約第17条において、「加盟国のあらゆる国民は、EU市民とする。EU市民権は、国家市民権を補完するものであって、代替するものではない」と規定されています。

基本的権利

アムステルダム条約は、さらに踏み込んだ形で、基本権を強化しています。すなわち、ある加盟国においてEU市民の基本権が侵害された場合、その国のEU加盟国としての権利を停止する制度を導入したのです。さらに、非差別の原則の対象を拡大し、国籍のみならず、ジェンダー（性差）、人種、宗教、年齢、性的志向なども包含したのです。アムステルダム条約は、男女間の平等の原則を一層強化しました。

最後に、アムステルダム条約がEUの透明性の方針を強化させたことにより、市民が欧州の諸機関の公式文書にアクセスすることが容易になりました。

EU市民権への取り組みは、2000年12月の二一ス理事会において、EU基本権憲章が政治宣言として正式に発表されたことにより、確固たるものとなりました。この憲章の草案は、各国議会議員、欧州議会議員、各国政府の代表、および欧州委員会の委員1人から構成される委員会により作成されました。尊厳、自由、平等、連帯、EU市民権、司法の6つの章において、54の条項がEUの基本的価値観とともに、EU市民の公民権、政治的・経済的・社会的権利をうたっています。

冒頭では、人間の尊厳、生存権、「人として健全である」権利を規定し、表現の自由、良心の自由に関する条項へと進みます。「連帯」の章においては、以下のような社会的・経済的権利を、斬新な方法でまとめています。

- ストライキを行う権利
- 情報と協議に関する労働者の権利
- 家族生活と職業生活を両立させる権利
- EU全域において医療、社会保障、社会扶助を受ける権利

基本権憲章はまた、男女間の平等を促進するとともに、個人データの保護、優生学的治療やクローン人間の禁止、環境保護に対する権利、子どもや高齢者の権利、良き行政を受ける権利など、さまざまな権利を導入しています。

「市民の欧州」は、一種の政治的な欧州を志向していますが、その厳密なあり方はまだ決まっていません。25あるいはそれ以上の国々で構成されるEUにおいて、人々は一体ど

のような価値観と野望を分かち合うことができるのでしょうか？

文化と教育の欧州

欧州人という感覚や一体感は、人工的にやることはできません。それは、文化的意識を共有することからしか生まれてこないからです。欧州が経済だけではなく、文化にも注意を向ける必要があるのは、そのためなのです。

第1段階には、**エラスムス**（学生の移動を促進するためのプログラム）、**コメット**（技術的な教育と訓練）、**リング**（外国語学習の奨励プログラム）のようなEUの教育および訓練プログラムが含まれます。エラスムスを通して、これまでに100万人を越す学生が自国以外の欧州諸国で学ぶ機会を得ています。

EUは、全学生の1割が欧州の他の国で1年間高等教育の課程を履修する、という目的を自らに課しています。そのためには、より多くのEUの資金を教育政策に投じなくてはなりません。ソクラテス、レオナルド・ダヴィンチ、ユースのようなプログラムのおかげで、その方向へと着々と前進しています。

「**国境なきテレビ**」指令は、欧州において制作されたテレビ番組に対する視聴者のアクセスを改善しました。欧州の放送事業者には、番組編成において、欧州の番組を一定割合含むことが求められています。同指令においては、若年層視聴者の保護、ならびに独立系プロデューサーによる番組の支援を目的とした、より強力な施策を導入するとともに、広告とテレショッピングに関するルールを規定しています。

2000年～2004年を対象期間とした**カルチャ**

—2000枠組み計画は、番組のクリエイター、プロモーター、放送局、ネットワーク、文化施設などの相互の協力を円滑化するために考案されています。同計画は、2006年まで2年間の延長が決定しています。

メディア・プラス計画は、2001年～2005年の間に、音響・映像産業に支援を提供するためのものです。現在、大量の作品を生み出している米国に比べて、欧州で制作されるテレビ番組や映画が不足しています。メディア・プラスは、この不足を補って、欧州製の映画と番組の、欧州における配給を奨励することを目指しています。同計画は、2006年まで延長されることになっています。

一体感

「市民の欧州」という発想は、大変新しいものです。その実現には、とりわけ、欧州共通のアイデンティティを表現するシンボルに対する人々の支持を集めることが不可欠です。EU共通形式のパスポート（1985年に導入）、欧州の歌（ベートーベンの歓喜の歌）、欧州の旗（青地に12個の金色の星で円を描いたもの）のようなものです。1996年以降は、EU共通形式の運転免許証がすべての加盟国で発行されています。

1979年以来、欧州議会議員は普通選挙で市民が直接選出しています。これにより、欧州統合のプロセスは人々の意思と直結され、その民主主義的正統性が強化されました。欧州議会の役割を一層拡大することにより、純粋な欧州の政党を創ることにより、またEUの政策立案にあたり、NGOや他のボランティア団体を通して、一般市民がもっと自らの意見を述べるができるようにすることにより、

欧州をさらに民主的にする必要があるので。

2002年1月1日にユーロの紙幣と硬貨が導入されたことは、多大なる心理的効果をもたらしました。欧州市民は、EUの大多数の国において価格がユーロで表示され、一目瞭然で値段の比較ができるため、良い品物やサービスを求めていると見て回ることができるのです。シェンゲン協定により、EU域内における国境検査は、ほとんどの場所で廃止されました。この結果、すでに人々は、1つの統合された地域に属しているのだという感覚を持つようになりました。

EUを市民にとって身近なものにするための方策として、EUは**オンブズマン**という役職を創設しました。これは、欧州議会が選ぶもので、その任期は欧州議会の議員と同じです。オンブズマンの役割は、EUのあらゆる機関や組織に対する苦情を調査することにあります。苦情は各加盟国の国民に加え、そこに居住している人や拠点を置いている組織のすべてが持ち込むことができます。オンブズマンは、苦情を申し入れた側と苦情の対象となった機関や組織との間で、和解を整える努力をします。

市民とEU機関の間をつなぐもうひとつの重要な方策として、欧州議会には加盟国に居住する人であれば誰からでも陳情を受けるといって確立された制度があります。

1952年、ジャン・モネが「我われは国と国ではなく、人と人とを結びつけようとしているのだ」という言葉を残しています。欧州統合に対する市民の支持を結集することは、今なお、EUの諸機関にとっての最も大きな課題なのです。



自由・安全・司法

欧州連合（EU）市民は、EU域内のどこにいても、迫害や暴力の恐れのない自由な空間で生活する権利を持っています。しかし、今日、国際犯罪とテロリズムは欧州人にとって最も懸念すべき問題のひとつとなっています。

つまり、EUレベルでの迅速な共同行動が必要とされているのです。とりわけ拡大によって欧州域内の安全という問題が新たな広がりを見せている現在、EUが「司法・内務」に関する共通政策を必要としているのは明らかです。

この分野におけるEUの活動は、欧州経済共同体（EEC）が創設された当時、課題に含まれていませんでした。ローマ条約（EEC設立条約）の第3条は、単に、共同体は「人の入国と移動に関する措置」を講じなければならない、と言及するのみでした。しかし時が経つにつれ、移動の自由とは、誰であろうと、どこにしようと、EU域内では等しく保護が受けられ、司法にアクセスできる、ということの意味するのだ、とわかってきました。こうして基本条約は、最初は単一欧州議定書によって、その後マーストリヒト条約、アムステルダム条約、そしてニース条約によって改正される



ことになったのです。

移動の自由

EU域内のほとんどで国境検問が廃止されているため、域内の人の自由移動は加盟国に治安の問題を提起しています。これを補うため、EU「域外」の国境において、追加的な保安措置が講じられる必要があります。また、域内の自由移動は犯罪者にも適用されるので、EU加盟国の警察と司法当局は国際犯罪と戦うため、協力して任務にあたらなければなりません。

自由・安全・司法という3つのコンセプトは、実際、密接に結びついています。自由は、すべての人々が、平等に享受できる司法制度に守られ、安全に生活できなければ、ほとんど意味をなしません。

1999年10月15日～16日、欧州理事会は司法・内務政策の全体像を議論するため、フィンランドのタンペレで特別会合を開きました。EU首脳は、2004年までにEUを「自由・安全・司法の領域」にするために取るべき60余りの措置を盛り込んだ、明確で野心的な行動計画に合意しました。欧州委員会は、この分野における進展を監視する任務を与えられました。

タンペレ特別欧州理事会で取り組まれた主な問題は以下の4点です。

- 亡命者庇護と移民に関するEU共通政策
- 真の「欧州司法領域」
- EU規模の犯罪との戦い
- より強い対外的行動

EU域内の旅行者にとって朗報となる最も重

要な動きのひとつは、1985年、ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルグおよびオランダの政府がシェンゲンと呼ばれるルクセンブルグ国境沿いの小さな町で、ある合意書に署名をした時に始まりました。彼らは、国籍の如何にかかわらず、互いの域内国境で人に対する検問を全廃すること、非EU加盟国との国境での審査を統一させること、そしてビザ（査証）に関する共通政策を導入することに合意したのです。

こうして、上記5カ国は、シェンゲン圏と呼ばれる域内国境の無い領域を作りました。そしてシェンゲン域外国境では、EU市民は身分証明書かパスポートを見せるだけでよくなりました。

1985年のシェンゲン合意、その合意を実施するための1990年のシェンゲン協定、そしてこれに派生した関連法規は、その後EU条約の一部となりました。そして、シェンゲン圏は徐々に拡大していったのです。2001年3月からは、EUの13加盟国（オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン）と、アイスランドおよびノルウェーがシェンゲン協定を完全実施しています。

シェンゲン協定の目的は、「欧州の要塞化」ではなく、人々が合法的にEUに足を踏み入れ、自由にその中を移動することを容易にすることです。同時に、EUは、人を悪事に利用する犯罪組織と断固戦う意思を示しています。

亡命者庇護と移民政策

欧州は、外国人を歓迎する長い伝統と、危険や迫害から逃れてきた難民を庇護しようとする人道的な態度を誇りに思っています。今日、EU加盟国政府は、域内国境の無い領域で合法・非合法の移民増加にいかに対応すべきか、という切迫した問題に直面しています。

加盟国は、EU全域で一律に認められた基本原則にのっとり難民申請が処理されるよう、ルールの統一に合意しました。タンペレ特別欧州理事会で、EU首脳は、共通の庇護手続きの採択と、庇護を与えられた人々をEU全域で平等に処遇するという目標を打ち立てました。EUは、移民にもEU市民と同様の権利と義務を与えるつもりです。これらの権利と義務の範囲は、どれくらいの期間、合法的にEU域内に居住しているかに応じて異なります。

国際犯罪との戦い

この政策を実行可能にするため、EUは、域外国境での適切な検問や、密入国を阻止する効率的な手段を含む、効果的な移民管理システムを持たなければなりません。人の密輸ネットワークを形成し、弱者、特に女性や子どもを食い物にする犯罪組織と戦うには、協調的な取り組みが不可欠なのです。

組織犯罪はますます巧妙になっており、欧州中または世界中に広がるネットワークを常用しています。テロリズムは、非常に残忍な行為を伴って、世界中どこでも発生しうることが如実に示されました。**シェンゲン情報システム** (Schengen Information System = SIS) が導入されたのはそのためです。これは、警察官などの法の執行者や司法当局者が、手配中の人物や資産——例えば、逮捕状や国外退去請求が出された人物、盗難された車や芸術作品など——に関する情報の交換を行う複合データベースです。

犯罪者を逮捕する最善策のひとつは、彼らが不当に得た利益の足取りを追跡することです。そのために、そして犯罪組織の資金供与を断ち切るために、EUはマネーロンダリング(資金洗浄)を防止する法律を活用しています。

法の執行者間の協力において、近年最大の前進は、**ユーロポール (Europol、欧州警察機関)** の創設でした。このEUの機関は、警察官と税関職員で構成されており、その任務はEU全域での法の執行です。ユーロポールは、広範囲にわたる国際組織犯罪——薬物の密輸、盗難車の売買、人の密輸、女性・子どもの性的搾取、ポルノ、文書偽造、放射性物質と核物質の密売、テロ、マネーロンダリング、ユーロ通貨の偽造——に取り組んでいます。

「欧州司法領域」に向かって

加盟国の司法制度はそれぞれ異なっているため、現在のEUは、加盟国の数と同数の異なる司法制度が並行して機能している状態です。自分の国籍とは異なる国に住んでいる人々は、慣れない法制度のもとで、家族や就労にかかわる問題に対処しなければならない場合もあります。これは、日々の生活をさらに難しくするものです。もしEUが、人々に域内を自由に移動し、どこにいても司法へのアクセスを享受してもらいたければ、その法制度は人々の生活を難しくするものではなく、より容易にするものでなければなりません。

各加盟国から法律の専門家が集うプログラムがEUで幾つか立ち上がっています。例えば、**グロティウス (Grotius)**プログラムは、弁護士や判事がお互いの国の司法制度がどのように機能しているかを理解し合う場を提供しています。**ファルコン (Falcone)**プログラムは、EU加盟国の判事、検察当局、警察部隊、税関職員間の交流促進を図るものです。

しかし、この分野における実質的協力の中でも最も重要な事例は、**ユーロジャスト (Eurojust、欧州検察機関)**によるものです。その目的は、各加盟国の捜査・検察当局が複数のEU加盟国にまたがる犯罪捜査で協働できるようにすることです。

各国裁判所間の協力は、いくつかの犯罪行為の定義が国ごとに異なっていることで妨げられる可能性があります。しかし、テロを含む国際犯罪は、国境を無視して起こります。

これに効果的に対処するため、EUは刑事上の共通政策を漸進的に推し進めています。EUは、EU市民に高レベルの保護を保障し、この分野での国際協力を高めていくために、テロと戦うための共通の法的枠組みを作ることを目指しています。

1997年まで、亡命者庇護と移民、域外国境審査（ビザ）、民事・商事にかかわる司法協力といった問題は、加盟国政府どうしの直接協力に関する話でした。しかし、アムステルダム条約は、これらの諸問題を政府間協力から「共同体」の領域に移行させました。こうして、試験済みの「共同体方式」によってこれらはより効果的に対処されるようになっていきます。

しかしながら、この動きは、5年間の移行期間を設ける、欧州委員会と加盟国が提案権を共有する、決定は全会一致とする、欧州議会は単に諮問を受けるのみとする、欧州司法裁判所は限定的な権限しか持たない、といった条件に縛られていました。

いまだ政府間主義が維持されている分野が、刑事問題に関する警察・司法協力です。マーストリヒト条約のもとで、EU理事会が国家主権にかかわるこの難しい分野での加盟国政府の行動を調整しています。ここでも、欧州委員会が加盟国と提案権を共有しています。



世界の中の欧州連合

欧州連合（EU）は、経済、貿易、通貨については、世界でも主要な地位を占めるようになりました。EUは今や世界貿易機関（WTO）、国連の専門機関、環境や開発のための世界首脳会議などにおいて、大きな影響力を持つに至っています。

「EUは経済面では巨人だが、政治面では小人だ」という人もいます。これは極端な言い方です。しかし、EU加盟国が政治や外交の分野で、世界平和と安定、テロリズム、中東問題、米国との関係、国連安全保障理事会の役割、といった重要な問題について「1つの声」で発言できるようになるには、確かにまだ長

い道のりが残っています。EUの各加盟国は、自国の軍隊に対する国家主権を全面的に持ち続けています。防衛システムは各加盟国の政府の手にあり、そうしたシステムを相互に結びつけるものは北大西洋条約機構（NATO）のような同盟関係しかありません。

初期段階の共通防衛政策

マーストリヒト条約とアムステルダム条約に規定された共通外交・安全保障政策（CFSP）と欧州安全保障・防衛政策（ESDP）は、防衛の分野におけるEUの主な役割を定めたもので



す。これを基礎に、EUはその「第2の柱」の政策を進めてきました。この領域では、加盟国政府間の合意によって行動が決定され、欧州委員会や欧州議会は小さな役割しか担っていません。また、この領域の意思決定は、棄権も認められてはいますが、加盟国の全会一致で行われなければなりません。

21世紀初頭における、EUの政治・戦略分野の状況は次のようになっています。

- ロシアが西側世界との友好の道を追及し、中・東欧の旧共産主義諸国がNATOとEUにほぼ同時に加盟したことで、半世紀以上続いた冷戦は完全に過去のものとなりました。欧州大陸は平和裏に一体となり、欧州諸国は、人の密輸やマネーロンダリング（資金洗浄）のような国際犯罪に対し、共に戦っています。少なくとも中期的にはEU加盟の予定が無いロシアやウクライナといった近隣の大国とも、EUはパートナーシップの協定を結んでいます。
- EU加盟国は、基本条約に従って「欧州安全保障・防衛政策」を確立することを目指しています。1999年12月のヘルシンキ欧州理事会では、EUとしての具体的な目標が定められました。つまり、決定から60日以内に最大6万人の緊急対応部隊を空海軍の支援のもとで配置し、これを少なくとも1年間維持できるような体制を、2003年までに整えるという目標でした。この緊急対応部隊は各国の軍隊から派遣される部隊で構成されるもので、「欧州軍」ではありません。しかし同部隊は、EU理事会の権限の下に、政治・安全保障委員会（PSC）、軍事委員会（EUMC）、および軍事参謀部（EUMS）によって統治され、その本部はブリュッセルに置かれています。これによってEUは、欧州

以外の地域での人道支援・救援活動、平和維持活動、そして和平構築を含むその他の危機管理任務といった、特定の任務を遂行するための、政治的・軍事的な手段を持つに至っています。

- 米国は、自国が関与を望まない軍事行動に対しては、情報、通信、指揮、輸送などに関するNATOの支援能力の一部を、欧州が利用することを認めています。
- フランスや英国が保有する核兵器のような、真の防衛力や抑止力は、今後も各国の管理下に置かれます。しかし、軍事技術がさらに高度化し、高価なものとなるにつれて、EU各国政府は、武器製造に関する協力の必要がどんどん高まっていくと考えるようになるでしょう。さらに、各国の軍隊が共同で任務を果たすためには、軍隊のシステムを共同運用可能なものとし、各種装置の標準化も十分に進める必要があります。
- 2001年9月11日の米国同時多発テロや、その後世界各地で起きたテロ事件によって、戦略的状況は大きく変化しました。欧州諸国はテロを防ぐため、一層緊密に情報交換を行っています。テロとの戦いは世界的な優先課題であります。欧州は今日、民主主義と人権を守るために、旧来の同盟の範囲を超えて、米国だけでなく世界の他の多くの国々とも協力しています。

こうした戦略環境の変化に伴い、EUは安全保障・防衛政策の分野で、加盟各国の伝統の違いを適切な形で調整しようと努めています。

「欧州と話をしたい時は、 誰に電話すればいいのか？」

欧州憲法条約はEU外務大臣というポストの新設を規定しています。これにより、欧州の主体性は一層明確になるでしょう。このEU外務大臣は、国際的な場でEUを代表して発言する権限を持ち、欧州委員会の委員であると同時にEU共通外交・安全保障政策（CFSP）上級代表でもあります。1970年代に米国の大統領補佐官や国務長官を務めたヘンリー・キッシンジャーは、当時、「欧州と話をしたい時は、誰に電話すればいいのか？」という有名な問いかけをしましたが、EU外務大臣が登場すればその回答となるでしょう。

アムステルダム条約では、共通外交・安全保障政策の分野に十分な柔軟性を与えるための手続きを作ろうと試みました。「協力強化」を通じて一部の加盟国からなるグループは、他の加盟国が（例えば中立主義の伝統のために）参加を望まないような政策についても先行して実施することができるようになりました。

これは一見実地的な解決方法ですが、欧州の外交政策に参加する国が時と場合によって変化することになれば、EU全体の結束や国際舞台でのEUの信頼性は弱まってしまうでしょう。さらに、EUの域内政策（単一市場、競争政策、経済通貨同盟、治安など）と対外政策（貿易、開発援助、外交・防衛など）の結びつきが損なわれる恐れが強まるでしょう。

将来は、欧州が一致して行動し、誰にでもはっきり分かる統一した形で外交政策を取ることが、不可欠になります。EU諸国が「1つの声」で発言し、その重要な利益を守る決意を示し、市民の運命にかかわる場合は断固と

して連帯を表明していく必要があるのです。

世界に開かれた欧州

1993年の単一市場の完成は、EUの通商政策に影響を及ぼしました。加盟国にそれぞれ認められていた輸入制限措置は、繊維、鉄鋼、自動車、電子製品といった「取り扱いの難しい」製品のEU域内流通制限廃止と同様に、着実に取り除かれていきました。欧州の働きかけによって設立されたWTOは、貿易紛争を多国間交渉で解決する常設のフォーラムとなりました。

EUに輸入される工業製品にかけられる関税の加重平均値は5%を下回っています。EUと世界の貿易パートナーは、サービスや農産物の貿易に関する新たなルールについて合意しました。農業をめぐる議論では、欧州と米国の生産者の意見の違いが明らかになりましたが、EUは交渉の場で統一した立場を示し、加盟国の見解を守る役目を果たしました。

EUは1つの貿易圏として、比較的高い平均所得レベルにある4億6千万人の消費者を抱えています。そのため、他の国々の輸出業者にとって非常に魅力的な市場となっています。だからこそEUは、健全な競争や公正で平等な市場アクセスを保障するルールを守るよう、貿易パートナー諸国を説得することができるのです。

先進工業国の中の重要なパートナー

米国の視点から見ると、現在建設中の新たな欧州は、同じ価値を共有する同盟相手であると同時に、貿易や技術の面における競争相

手でもあります。米国と多くのEU諸国を結びつけるNATOの同盟は、農産物、鉄鋼、および航空宇宙産業をめぐる欧米間貿易紛争の影響を和らげるのに一役買っています。

20世紀末には、冷戦の終結をはじめとする一連の劇的な出来事によって国際政治の世界が変化しました。こうした新たな環境の中で、NATO加盟国は互いの関係を再定義する必要に迫られています。欧米間協力には新たな目的が必要になりました。同盟諸国は、核拡散、国際テロ、麻薬密輸のような国際犯罪といった、新たな危険に協力して取り組まなければなりません。貿易や投資に関しては、EUは米国の主要なパートナーであるとともに、米国と安定した関係にある唯一のパートナーでもあります。しかし欧州は、米国議会が一方的な措置を取って、世界における欧州の利益を脅かす傾向があることには対抗していかなければなりません。

EUと地中海諸国

欧州からほど近い地中海の南岸には、EUが歴史的・文化的関係を保ってきた国々があります。この2つの地域の間では多くの人々が行き来し、さらにその数が増える可能性があります。そのため、これらの国々はEUにとって非常に重要なパートナーであり、EUはこれまで地中海地域統合の政策を進める選択をしてきました。

地中海地域のEUの隣国は、EUと特別の経済・貿易関係を結んだ最初の国々に含まれていました。1995年11月にはスペインのバルセロナで重要な会議が開かれ、EUの全加盟国と地中海に面する国々（リビア、アルバニア、旧ユーゴスラビア諸国を除く）が参加しました。この会議は、欧州と地中海諸国の新たなパートナー関係の基

礎を築き、以下のような点を決定しました。

- 参加諸国間の政治対話と、特に軍備管理や紛争の平和的解決のメカニズムを基礎とする安全保障パートナーシップの確立
- 両地域間の経済・貿易関係の強化（そのカギは、WTOのルールに従いながら、2010年までにEU・地中海自由貿易地域を創設すること。これが実現すれば、地中海をはさんだ市場で工業製品を無関税で取引することが可能になり、この市場は8億人の消費者を抱える世界最大の自由貿易地域となる）
- 社会や文化などの分野におけるパートナーシップの確立

EUは地中海諸国を支援するMEDAプログラムに基づいて、同諸国に対して、2000年から2006年までの期間に53億ユーロ相当の財政援助を供与しています。

途上国の重要なパートナー

EUはすでに世界最大の政府開発援助（ODA）供与者ですが、2005年6月に欧州理事会（EU首脳会議）は、加盟国からの拠出を2010年までに平均で国民総所得の0.56%へ（それは、2010年まで毎年200億ユーロずつの増額を意味する）、2015年までに0.7%へと引き上げることを決定しました。2005年12月には、欧州委員会、欧州議会およびEU理事会は、初めての共通開発政策声明に調印し、加盟国とEU諸機関間の協調と調和を通じて、援助の効率化の向上を図ることとしました。

アフリカ

欧州とサハラ砂漠以南のアフリカの関係は古くまでさかのぼります。1957年のローマ条約により、一部の欧州経済共同体（EEC）加盟国の旧植民地・海外領土は共同体の連合諸国となりました。1960年代初めに始まった脱植民地化によって、こうした結びつきは、主権国家同士の連合という別の関係へと変化しました。

2000年6月にベニンの首都コトヌーで協定が結ばれ、EUの開発政策が新しい段階を迎えました。EUとアフリカ・カリブ海・太平洋（ACP）諸国が締結したこの協定は、それまでに先進諸国と開発途上諸国の間で結ばれた貿易・援助協定の中で、最も野心的で広範なものです。その前身は、1975年にトーゴの首都ロメで調印され、その後何度も定期的に更新されてきたロメ協定です。

コトヌー協定の基本的な目的は、ロメ協定と変わっておらず、「連帯と相互利益の精神で、ACP諸国の経済的・文化的・社会的発展を助長・促進し、これらの国々とEUおよびその加盟国との関係を強化、多角化する」ことにあります。

ロメ協定は貿易関係と市場アクセスに重点が置かれていましたが、コトヌー協定は、より広い範囲を対象としています。例えば、人権侵害に対処するための新たな手続きなどが挙げられます。

EUは後発開発途上国（うち39カ国がコトヌー協定の調印国）に対して、貿易面で特別な優遇措置を認めています。これらの国々は2005年時点で事実上すべての産品を、無関税でEUに輸出できるようになりました。

欧州開発基金は、ACP諸国向けのプログラムに7年間で135億ユーロを拠出します。さらに、これまでの資金の繰越金95億ユーロ、欧州投資銀行からの貸付金17億ユーロが充当されます。

2005年12月、EUは、アフリカの持続可能な発展の促進を目指した野心的な長期計画である「アフリカのためのEU戦略」を採択しました。アフリカの国々と諸機関との緊密な協力の下、アフリカの安定性を向上させ、経済成長を高め、貧困を削減するため、同戦略は具体的なプロジェクトへと形を変えていきます。



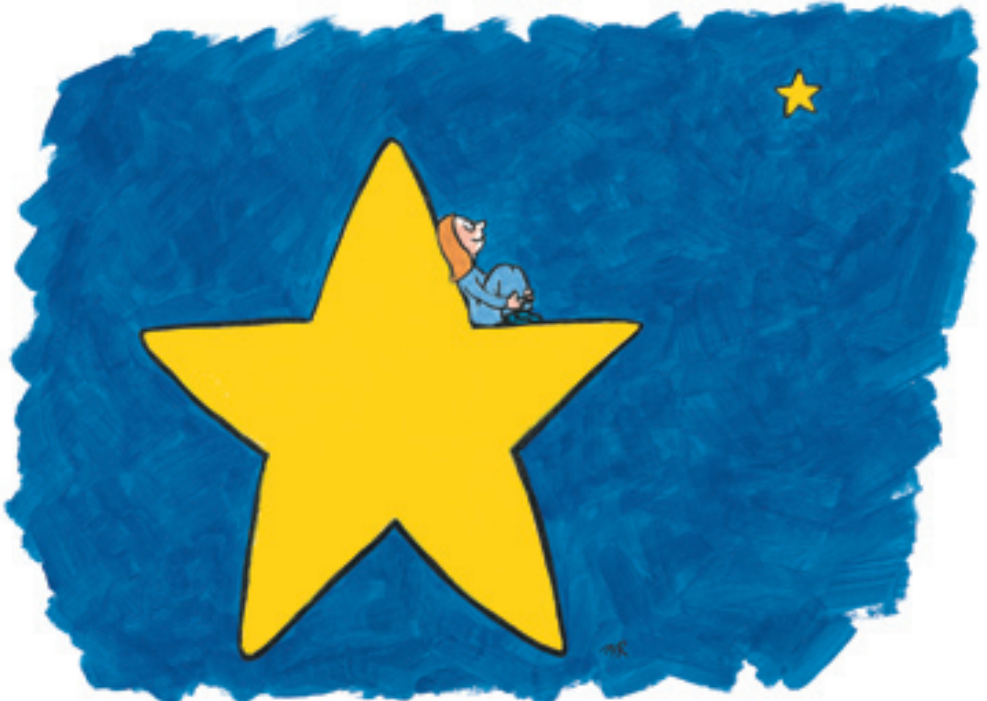
12 欧州連合の将来を予測する

「いつの日か、欧州大陸のすべての国々が、それぞれ独自の性質と輝かしい個性を保ちながら、融合し、より上位の統一体を組織して、欧州の友愛を形成する時が来るだろう。いつの日か、通商に開かれた市場、思想に開かれた精神のほかには、戦場は存在しなくなる時が来るだろう。いつの日か、弾丸や爆弾が投票に取って代わられる時が来るだろう」。

ヴィクトル・ユゴーがこの予言的な言葉を残したのは1849年のことでしたが、その理想に満ちた予想が現実となり始めたのは、100年以上経ってのことでした。その間、欧州は2度に及び世界大戦と数え切れないほどの対立に

見舞われ、何百万もの命が奪われました。時には、あらゆる希望が失われたかのように思えたこともありました。今日21世紀の夜明けとともに、明るい展望が開け、新しい希望が生まれました。その一方で、新たな難問や課題も出てきました。

25カ国へのEU拡大は、諸機関が定めたスケジュール通りに進められました。ある新規加盟国の政治家が言うように、「欧州はついに、その歴史と地理を一致させることができた」のです。2007年から2015年にかけて、EUはさらに拡大するでしょう。その間、欧州の指導者たちは、世論にしっかりと耳を傾けつつ、



EUの政治的・文化的境界を最終的にどこで引くのかを決めなければなりません。

EUの**基盤をなす合意**は、運命を共有し、主権のより多くの部分を移譲する決意をした主権国家の間で交わされる約束です。それは、欧州の人々が最も大切にしている平和、安全保障、参加民主主義、司法、連帯に関する約束で、現在では、欧州全域で強化、確認されているものです。欧州市民4億5千万人が、法の支配のもとで、人道主義と人間の尊厳を柱とする伝統的な価値に基づいて生きることを選んだのです。

今日、**技術革新**によって、欧州を含む先進国社会の生活は根本的な変化を遂げています。それに伴って、国境を越えた新たな課題が生まれています。単独で行動する国は、持続可能な発展、人口動向、社会的連帯の必要性といった問題に効果的に対処することはできません。国の政策だけで安定した経済成長は確保できませんし、1国の政府だけでライフサイエンス（生命科学）の世界的進展に倫理的対応をすることもできません。石油タンカーの事故による海洋汚染や、チェルノブイリのような原発事故に対しても、「欧州共通の幸福」を守り、未来の世代に残すために、集団的な予防策が必要とされます。

拡大EUは、新たな安定を見出す必要のある**急速かつ根本的に変化しつつある世界**の一部を構成しています。イスラム世界における宗教的熱情の復活、アフリカにおける疾病や飢饉、北米における単独主義的傾向、アジアの人口爆発、産業や雇用の世界規模の移動など、他大陸で起きる大きな問題はいずれも欧州に影響を与えます。欧州は自らの発展にのみ目を向けるのではなく、グローバル化にも積極的に関わらなくてはなりません。確

かにEUは通商政策で誇るに値する功績を挙げましたが、自らが「1つの声」を発している、あるいは国際政治の舞台で確固たる存在である、と公言できるには、まだ長い道のりがあります。

EU諸機関の価値はすでに証明されましたが、今後拡大を続けるEUが、増大する業務に対処できるよう、改革を進める必要があります。EU加盟国が増えれば増えるほど、EUを引き裂こうとする遠心力が増していきます。目先の国益にとらわれれば、EU全体の長期的目標がいとも簡単に頓挫しかねないのです。EUという前代未聞の試みに参加するすべての者がそれぞれ自らの責任を負い、EUの機構制度が効率よく機能し続けるよう行動しなくてはならないのは、そのためです。現行制度に大きな変更が加えられる場合は、必ずEUの複合性を尊重しなければなりません。なんといても、欧州の最も貴重な財産はその豊かな多様性であり、国々の個性が際立っているということです。意思決定の手続きに関する改革も必要です。全会一致にこだわれば、意思決定機能は明らかに麻痺してしまいます。唯一機能すると思われるのは、抑制と均衡の機能を内蔵する、多数決に基づいた政治的・法的制度です。

欧州**憲法**条約は、基本条約を簡素化し、EUの意思決定制度の透明性を強化するよう考えられています。EU市民は、EUの各機関で誰が何を担当しているのかを理解し、それが自らの日常生活と関連づけられるようになる必要があります。それにより、初めて人々は欧州統合の理念を支持し、EUの選挙で投票する意欲を持つようになるでしょう。憲法条約は、EUと加盟国の中央および地方政府のそれぞれに属する権限と責任を明らかにしています。また、欧州統合が、市民の意思の直接的な表

明と加盟国政府の正統性という2つの正統性に基づいていることを明らかにしています。欧州社会の運営にとっての正統な枠組みが、国民国家であることに変わりはないのです。

憲法は、欧州の国々や諸国民が共に行動することを可能にする過程において、さらなる大きな一歩を意味しています。これが、EU創設の父たちが思い描いた壮大な構想の最終段

階なのでしょうか。それとも、EUがその運命をまっとうしようと努力を続ける限り、その政治的構造はさらに進化を重ねていくのでしょうか。その答えは、誰にも分かりません。



13 日本と欧州連合の関係

日・EU関係のこれまでの歩み

欧州連合（EU）と日本との外交関係は、EUの前身である欧州経済共同体（EEC）が創設された1958年の翌年に樹立されました。1970年1月にはEEC共通通商政策が実施に移された結果、通商政策が加盟国政府から欧州共同体（EC）委員会（現欧州委員会）の権限となり、加盟国政府に代わってEC委員会が対外通商関係の責任を持つようになりました。それにより、日・EU関係は、貿易関係を中心に新たな一歩を踏み出したのです。

1973年6月には、政府間での包括的な定期協議の場として日・EC高級事務レベル協議が発足しました。また、1974年7月に駐日EC委員会代表部が東京に設置され、1979年1月にはベルギーの日本大使館から駐EC日本政府代表部が分離独立し、日・EC間の外交関係の体制が整いました。

日・EU関係の初期は貿易摩擦で象徴されません。1970年代の欧州は経済構造問題に直面し、一方の日本は高度成長の最中にあり、これらを背景に生まれた貿易不均衡が政治問題化したのです。1980代後半には欧州統合プロセスが新たな展開を見せました。EC単一市場計画の進展、1987年の単一欧州議定書発効に伴う欧州政治協力の制度化、ECから欧州連合（EU）への発展に向けた条約改正交渉、EC・米国間に締結された大西洋宣言はEUの国際的存在を高めました。経済大国としての日本の国際的地位向上と相まって、こうしたEUの変貌は日・EU関係に新たな展開をもたらしたのです。

1991年7月、日本とECの政治関係を含む包括的な関係を定めた基本的政治文書として、「日・EC共同宣言」が双方の首脳により採択されました。日・EC首脳協議（日・ECサミット）の制度化、日欧交流の多チャンネル化、規制改革対話の開始などを通じて相互信頼は着実に醸成されました。1993年11月にはマーストリヒト条約発効によってEUが誕生し、欧州統合プロセスは新たな段階を迎えました。EU誕生と同時にEU共通外交・安全保障政策も導入されました。そしてEUが1995年5月、新対日政策「欧州と日本：次の段階」を採択したのを契機に、日・EU双方は、「協力と対話」を基本とした日・EU関係の構築に乗り出しました。バブル崩壊に伴う日本経済の構造改革や欧州の経済的立ち直り、そして日・EU関係の深化と拡大を背景に、1990年代後半から日・EU関係は良好な時代に入りました。

1999年1月のユーロ誕生は、欧州内外にEUのさらなる存在感を与えました。さらに、日欧の指導者や政策担当者間に、「地球規模の諸課題の解決には、日本とEUとのパートナーシップが国際的に求められている」との認識が広まりました。対米関係の重要性を確認しつつ、日欧は成熟した民主主義社会としての共通性を多く持つことが再認識され、21世紀の到来とともに、日・EU関係は新たな時代を迎えたのです。

2000年1月、当時の河野洋平外務大臣はパリで「日欧協力の新次元－ミレニアム・パートナーシップを求めて」と題した演説を行い、2001年からの10年を日・EU協力の10年として、

日本と欧州の関係を新たな時代に相応した次元に高めることを提唱しました。その結果、「日・EU協力のための行動計画」が、2001年11月の第10回日・EU首脳協議で採択されました。こうして、二者間関係と経済関係に傾斜していた日・EU関係は、多国間経済問題や国際政治問題を含むグローバルな協力を包含するものへと発展し、今日に至っています。

対話の枠組み

日・EU関係の制度的枠組みは、1991年の日・EU共同宣言によって規定されています。これは、双方が共に自由、民主主義、法の支配および人権を信奉し、市場原理と自由貿易の促進を確認し、国連憲章の原則と目的に従った国際秩序の構築と世界的課題への対応に関する対話と協力の強化をうたった基本文書です。この対話と協力のための枠組みとして、「日・EU首脳協議」、経済問題を議論する「日・EU閣僚会議」、政治問題を話し合う「日・EUトロイ

カ外相協議」が日本とEUの間に設けられています。

これらの首脳・閣僚レベルでの対話を補完する事務レベルの包括的協議の場として、「日・EUハイレベル協議」が存在し、またそれ以外の分野別政府間対話の場として金融、産業政策、競争政策、科学技術等に関する協議が持たれています。しかし、日本とEUとの間の経済分野での協議の場として中心的な役割を果たしてきたのが、規制改革対話でしょう。1994年に始まったこの二方向の協議は、双方の規制改革要望を継続的に協議するもので、「お互いの経験を分かち合う」という精神の下、日欧それぞれの規制改革プロセスへ建設的な貢献を行ってきています。

政府間協議以外でも日本とEUとの間で地道な対話が行われてきていることは、世間一般ではあまり知られていないようです。その中で最も歴史あるのが、日本・EU議員会議です。1978年に日本の国会が、外国の議会との最初



2004年 日・EU フレンドシップウィーク「絵画コンクール」 中学生の部入選 小山隆彦君の作品

の公式な定期的行事として発足させたこの会議では、日本国会と欧州議会の議員団が年1回、相互に代表団を派遣して対話を図っています。これまで26回の会議が開催され、当初、貿易経済問題に特化していた議題も、近年では国際政治、安全保障、科学技術、環境、文化交流等、広範なテーマを取り扱うようになっており、日・EU関係の政治的側面の強化に大きな貢献をしています。

民間レベルでの日・EU対話として重要な役割を担っているのが、日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）です。1999年に開始したこの対話は、日欧ビジネス界のリーダーが毎年の日・EU首脳協議に先立って会合を開き、双方の政治的リーダーに対し政策提言を行っています。また1987年以降、日欧のメディア代表の自由な討論の場として日本・EUジャーナリスト会議が毎年開催されています。日本と欧州で交互に開かれるこの会議は、日欧のジャーナリストと政界・産業界・学界の指導者たちが直接議論を交わす場を提供するだけでなく、日本とEUの相互理解を深め、関係を強化していく機会を提供する上でも、きわめて優れた評価を得ています。

1993年6月には民間レベルでの文化交流の窓口として、日本にEU・ジャパンフェスト日本委員会が立ち上げられ、以降、日・EU間の文化・スポーツ交流に重要な役割を担っています。また、双方の政・労・使代表団の相互訪問による日・EU社会労働対話も1991年より続いており、労働・雇用問題や社会問題の現状に関する日欧相互理解や経験の共有に寄与しています。近年、日欧の消費者団体間の対話の促進が試みられていることも忘れてはなりません。

世界の中の日・EU関係

日本とEUはそれぞれ世界のGDPの約11%と約31%を占め、双方を合わせると実に世界全体の4割に達します。EU全体の輸出入総額は世界貿易の約20%を占め、そのうち日本との貿易のシェアは5%強で、EUの貿易相手国としては米国、スイス、中国、ロシアに次ぐ地位にあります。他方、日本の輸出入は世界の総貿易の約6%を占め、日本の総輸出入における対EU貿易の割合は約14%で、EUは日本の貿易相手として中国、米国に次いで第3位の地位にあります。

近年、電気通信、自動車製造、小売り、保険などの分野で欧州企業が日本市場に大規模投資を行うようになり、対日外国直接投資においてEUは米国を抜き日本にとっての最大の投資元となっています。またEUにとっても日本は米国と共に大きな投資元となっています。このように、日・EU間の直接投資交流の額は、日米間を凌駕するに至っていますが、その水準は、EUと米国間の水準の25%に過ぎないことも事実です。EU拡大と日本の規制および経済金融改革の伸展を背景に、直接投資交流の促進はEUと日本双方にとって優先政策項目となっています。また日本とEUは世界の主要な政府開発援助（ODA）の供与国です。EUが世界のODAの55%を占め、日本が11%で、双方合わせて世界全体の実に3分の2を占めていることは注目に値します。

日本とEUが世界経済で占める地位を考えたとき、地球的課題への対応において双方が協力することは自明でしょう。実際に、世界貿易機関（WTO）の枠組みにおいて、日本とEUは多角的貿易交渉に関する協力を強めてきました。双方とも世界の自由貿易システムの強化に共通の関心を持っており、二者間協議

を通じて、2001年のカタルドでのWTO閣僚会議の成功、ならびにドーハ開発アジェンダの立ち上げに貢献しました。新ラウンド合意に向け、また他のWTO加盟国と交渉を行う上で、さらに発展途上国それぞれのニーズや懸念に注意を払うことによって途上国の積極的な参加を促す上でも、日本とEUは緊密な関係を維持することに努めています。

ポスト冷戦の時代では、国際政治情勢は目まぐるしく変化し続けています。そのため、世界のパートナー間の緊密な政治対話と協力がますます必要とされているのです。日・EU政治対話は、通商協議とは異なりEUの共通外交・安全保障政策（CFSP）という政府間制度に基づき行われています。したがって、日本を含む対外的政治協議においては、EUのCFSP上級代表あるいは議長国がEUを代表し、欧州委員会がそこに参画する形態を取っています。

これまで日・EU政治対話の関心は、主としてそれぞれが属する地域の問題に関する意見交換に向けられてきました。しかしながら今日では、日本とEUは従来の形態から一歩進み、具体的な行動の形で相手が属する地域で前向きかつ積極的な役割を果たすようになったのです。旧ユーゴの再建に対する日本の支援と、朝鮮半島における核拡散防止へのEUの支援はその好例です。さらに日本とEUは従来にも増して紛争地域に対する国際社会による復興支援においても共同で取り組むに至っています。両者は率先してアフガニスタン、東ティモール、スリランカ、アチェ（インドネシア）への復興支援を行ってきています。

アジア欧州会議（ASEM）やアセアン地域フォーラム（ARF）といった地域対話を通じた日・EU協力の存在も忘れてはなりません。また国連では、大量破壊兵器の撤廃や小型兵

器問題の取り組みにおいて日・EU協力はすでに一定の成果を生み出しています。

日・EU関係のさらなる発展

2004年5月1日より新たに欧州10カ国がEUに加盟し、25カ国体制のEUが誕生しました。今回のEU拡大は、EUにとって重要なパートナーである日本との関係においても大きな意味を持ちます。日・EU間で交わされているさまざまな合意や協定に新たに10カ国が加わることで、日・EU貿易や投資の流れがこれまでに増して増えていくでしょう。また日・EU行動計画の実施を通じて、日本とのさらなる関係強化が期待されています。2002年の日・EU首脳協議での合意に基づき、2005年は日・EU市民交流年とされました。数多くの交流事業が日本と欧州の双方で行われ、日・EU関係の推進が市民社会という新たな次元でも展開されつつあります。

欧州憲法条約には、EUの対外関係に影響を及ぼす改革が盛り込まれています。注目すべきは、EU外務大臣職の新設です。EU外務大臣は、EU外相理事会の議長と欧州委員会の副委員長を兼務し、共通外交・安全保障政策（CFSP）を含む対外政策においてEUを代表します。これは、従来の欧州委員会の対外関係担当委員とEU理事会事務総長兼CFSP上級代表のポストを統合するもので、EUの対外的な窓口が一本化される利点があります。

当分先のこととはありますが、欧州憲法条約の批准手続きが完了し、実施に移されると、当然、日本を含む非EU諸国に所在する欧州委員会代表部の地位にも影響が出てくることとなります。日・EU関係の将来といった観点からも、欧州憲法制定の動きは、大いに注目されるどころです。

欧州統合史上の主要な出来事



1948年

5月7日—11日ハーグ会議：欧州における新たな協力の形態を模索するため、欧州20数カ国から1,000人以上の代表者がオランダ・ハーグに集い、討議を行なう。参加者は欧州の議会（a European assembly）の創設に賛同

1949年

1月27日-28日

ハーグ会議の結果を受け、欧州評議会（Council of Europe）が発足。本部はストラスブール（フランス）

欧州評議会は同年、欧州人権憲章の起草に着手。同憲章は1950年にローマで調印され、1953年9月に発効

その後、欧州評議会にはほとんどの欧州諸国が加盟

1950年

5月9日

フランス外相ロベール・シューマンが、ジャン・モネの構想を具体化するための重要なスピーチを行なう（シューマン宣言）。フランスとドイツが他の欧州諸国とともに新たな機関において石炭・鉄鋼資源を共同で管理することを提案

以後、この日が欧州連合（EU）の創設記念日とされ、現在では毎年「ヨーロッパ・デー」として祝われている

1951年

4月18日

欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立条約、パリにて調印。調印国はベルギー、フランス、ドイツ（連邦共和国）、イタリア、ルクセンブルグ、オランダの6カ国。同条約は50年という期限つきで1952年7月23日に発効

1955年

6月1日-2日

上記6カ国の外相がメッシーナ（イタリア）に集い、欧州統合を経済分野全体に広めていくことを決議

1957年

3月25日

6カ国、ローマにて欧州経済共同体（EEC）設立条約および欧州原子力共同体（Euratom）設立条約（ローマ条約と総称）に調印。両条約は1958年1月1日に発効

1960年

1月4日

英国の提唱のもと、ストックホルム協定により欧州自由貿易連合（EFTA）設立

1962年

7月30日

共通農業政策（CAP）導入

1963年

1月14日

フランスのドゴール将軍、英国のEEC加盟に反対を表明

7月20日

EEC、アフリカの18カ国とヤウンデ（カメルーン）で連合協定（ヤウンデ協定）に調印

1965年

4月8日

欧州3共同体（ECSC, EEC, Euratom）の執行機関を、単一の理事会と委員会に統合する条約（ブリュッセル条約）に調印。同条約は1967年7月1日に発効

1966年

1月29日

「ルクセンブルグの妥協」：政治的紛糾の後、加盟国の重大な国家利害がからむ場合は全会一致により決議するという条件で、フランスが理事会会合に復帰

1968年

7月1日

工業製品に課せられる域内関税、予定より18カ月早く完全撤廃（「関税同盟」の完成）。同時に対外共通関税導入

1969年

12月1日-2日

EEC各国の首脳がハーグで会合を開き、欧州統合のなお一層の推進を決議

1970年

4月22日

ルクセンブルグにて、欧州共同体（European Communities=EC）が徐々に「固有財源」で歳入を賄っていくこと、および欧州議会の権限を強化することを定めた条約に調印

1972年

1月22日

ブリュッセルにて、デンマーク、アイルラン

ド、ノルウェー、英国のEC加盟条約調印

4月24日

EEC加盟6カ国、各国通貨間の為替変動幅を2.25%以内とする為替変動幅維持制度（「スネーク」）導入

1973年

1月1日

デンマーク、アイルランド、英国が加盟し、ECは9カ国へ拡大。ノルウェーは国民投票の結果、加盟条約を批准せず

1974年

12月9日-10日

EC各国の首脳、パリの会合にて、欧州理事会（EC首脳会議）を発足させ、年3回開催することを決定。同時に、欧州議会の直接選挙実施および欧州地域開発基金（ERDF）開設に合意

1975年

2月28日

EECと46のアフリカ・カリブ海・太平洋（ACP）諸国、ロメ（トーゴ）にて協定を締結（第1次ロメ協定）

7月22日

予算に関する欧州議会の権限拡大と欧州会計監査院創設に関する条約調印。同条約は1977年6月1日に発効

1978年

7月6日-7日

フランスとドイツ、ブレーメン（ドイツ）欧州理事会において「スネーク」に代わる欧州通貨制度（EMS）を提案。EMSは1979年3月13日に始動

1979年

5月28日

ギリシャのEC加盟条約調印

6月7日、10日

初の直接普通選挙による欧州議会選挙実施、410議席が争われる

1981年

1月1日

ギリシャ加盟、ECは10カ国へ拡大

1984年

2月28日

情報技術（IT）分野における研究開発促進を目的とする「エスプリ（Esprit）」計画採択

6月14日、17日

第2回欧州議会直接選挙実施

1985年

1月7日

ジャック・ドローールがEC委員会委員長に就任（在任1985年-95年）

6月12日

スペインとポルトガルのEC加盟条約調印

12月2日-4日

ルクセンブルグ欧州理事会、ローマ条約の改正と「単一欧州議定書」による欧州統合プロセスの再開に合意。1993年までに単一市場の創設を目指す

1986年

1月1日

スペインとポルトガルが加盟、ECは12カ国へ拡大

2月17日、28日

ルクセンブルグとハーグにおいて単一欧州議定書調印。同議定書は1987年7月1日に発効

1987年

6月15日

欧州の若者の欧州域内での留学を奨励する「エラスムス (Erasmus)」計画開始

1989年

6月15日、18日

第3回欧州議会直接選挙実施

11月9日

ベルリンの壁崩壊

12月9日

欧州理事会、ストラスブールにおいて、経済通貨同盟 (EMU) と政治同盟構築に向けた政府間会議の開始を決定

1990年

6月19日

加盟国間の国境審査廃止に関するシェンゲン協定調印

10月3日

ドイツ再統一

12月14日

EMUと政治同盟に関する政府間会議、ローマにて開始

1991年

12月9日-10日

マーストリヒト (オランダ) 欧州理事会、欧州連合条約を採択。共通外交・安全保障政策 (CFSP)、司法・内務に関するより緊密な協力、単一通貨導入を含むEMU創設に関する基盤を

築く。新たな分野での政府間協力が加わったことにより、欧州連合 (European Union=EU) が誕生し、EECはEC (European Community) と名称を変更

1992年

2月7日

欧州連合条約、マーストリヒトにて調印。同条約は1993年11月1日に発効

1993年

1月1日

単一市場始動

1994年

6月9日、12日

第4回欧州議会直接選挙実施

6月24日-25日

コルフ (ギリシャ) 欧州理事会にてオーストリア、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンのEU加盟条約調印

1995年

1月1日

オーストリア、フィンランド、スウェーデンが加盟、EUは15カ国へ拡大。ノルウェーは国民投票の結果、加盟条約を批准せず

1月23日

ジャック・サンテールを委員長とする欧州委員会発足 (1995年-99年)

11月27日-28日

バルセロナ (スペイン) で開かれた会議で、EUと地中海南部沿岸諸国とのパートナーシップに合意

1997年

6月16日-17日

アムステルダム欧州理事会、EUに新たな権限と責任を付与する条約に合意

10月2日

アムステルダム条約（改正欧州連合条約）調印。同条約は1999年5月1日に発効

1998年

3月30日

キプロス、マルタおよび中・東欧10カ国のEU加盟プロセスが開始

5月3日

ブリュッセル欧州理事会、11カ国（オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン）が、1999年1月1日より単一通貨を導入する条件を満たしていると決定

12月31日

単一通貨ユーロとユーロ導入国通貨間の不可逆的固定換算レート設定

1999年

1月1日

EMU第3段階に移行。ユーロはEU11カ国で導入され、金融市場に登場。以後、ユーロで策定・実施されるEUの金融政策は欧州中央銀行（ECB）に一元化。ギリシャは遅れて2001年よりユーロに参加

3月24日-25日

ベルリン欧州理事会、「アジェンダ2000」の枠組みに基づく2000年から2006年までのEUの予算大枠に合意

6月3日-4日

ケルン（ドイツ）欧州理事会、欧州基本権憲章策定を要請。策定委員会はEU加盟国元首・首脳と欧州委員会委員長の個人代表からなる。ハビエル・ソラナ、共通外交・安全保障政策（CFSP）上級代表に任命される

6月8日、13日

第5回欧州議会直接選挙実施

9月15日

ロマーノ・プロディを委員長とする欧州委員会発足（1999年-2004年）

10月15日-16日

タンペレ（フィンランド）欧州理事会、EUを自由・安全・司法の領域とすることを決定

12月10日-11日

ヘルシンキ欧州理事会、主にEU拡大を討議。トルコを正式な加盟候補国と認めるとともに他の12候補国との加盟交渉推進を決議

2000年

3月23日-24日

リスボン欧州理事会、知識を基盤とした欧州において雇用拡大、経済近代化、社会的結束強化を実現するための戦略を策定

12月7日-8日

ニース欧州理事会、拡大に備えEUの意思決定制度を変更するための新条約に合意。欧州議会議長、欧州理事会議長、欧州委員会委員長、共同でEU基本権憲章を政治宣言として発表

2001年

2月26日

ニース条約（再改正欧州連合条約）調印。発

効は2003年2月1日

12月14日-15日

ラーケン（ベルギー）欧州理事会、EUの将来に関する宣言を採択。EUの重要な機構制度改革と欧州憲法策定のためのコンベンション（協議会）立ち上げに向け、動きが始まる。コンベンションの議長にヴァレリー・ジスカールデスタン元フランス大統領を任命

2002年

1月1日

ユーロ圏にてユーロ紙幣・硬貨の流通開始

5月31日

全EU加盟15カ国が、温室効果ガス排出削減の国際合意である京都議定書を同時に採択

6月21日-22日

セビリア（スペイン）欧州理事会、EU亡命者庇護・移民政策に合意

12月13日

コペンハーゲン欧州理事会、10加盟候補国（キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア）の2004年5月1日からのEU加盟を承認。ブルガリアとルーマニアは2007年の加盟予定

トルコとの加盟交渉は、2004年12月の欧州理事会において、欧州委員会からの進捗報告と勧告を基に同国が「コペンハーゲン基準」を満たしていると判断されれば開始する、と決定

2003年

4月16日

アテネにおいてキプロス、チェコ、エストニ

ア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニアのEU加盟条約調印

7月10日

「欧州の将来に関するコンベンション」、欧州憲法草案を策定し任務を終了

10月4日

欧州憲法制定条約に関する政府間会議開始

2004年

5月1日

キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニアの10カ国が加盟、EUは25カ国へ拡大

6月10日、13日

第6回欧州議会直接選挙実施

10月29日

欧州憲法制定条約調印

12月16日-17日

クロアチアとトルコとの加盟交渉は、両国が一定の基準を満たせば2005年に開始する、と決定

2005年

4月25日

ルクセンブルグにて、ブルガリアとルーマニアのEU加盟条約調印

2007年

ブルガリアとルーマニア、EUに加盟予定（2007年のコペンハーゲン欧州理事会にて決定）

欧州連合に関する情報源

- ◆ 駐日欧州委員会代表部のサイト
<http://www.deljpn.ec.europa.eu>
(日英2カ国語)
- ◆ 広報誌『ヨーロッパ』
<http://www.deljpn.ec.europa.eu/europe-mag> (日本語)
・ 冊子版の購読申込書もこちらにあります。
- ◆ EUのサイト『EUROPA』
<http://europa.eu>
(EUの公用語20カ国語)
- ◆ 日欧産業協力センター
<http://www.eu-japan.gr.jp>
(日英2カ国語)
〒102-0082
東京都千代田区一番町13-3
日交一番町ビル4階
Fax. 03-3221-6226
E-mail: eu-japan@eu-japan.gr.jp
- ◆ EUインスティテュート・イン・ジャパン
東京コンソーシアム
〒186-8601
東京都国立市中
一橋大学マーキュリータワー #3504
Tel.042-580-9117 Fax. 042-580-9109
<http://euij-tc.org/>
EUインスティテュート関西
〒657-8501
兵庫県神戸市灘区六甲台町2-1
神戸大学フロンティア館6F
Tel.078-803-7221 Fax. 078-803-7223
<http://euij-kansai.jp/>
- ◆ EU資料センター
(大学内設置場所・設置年)
西南学院大学EU資料センター
(図書館・1969年)
〒814-8511 福岡市早良区西新6-2-92
Tel. 092-823-3410
<http://www.seinan-gu.ac.jp/library/>
名古屋大学EU資料センター
(経済学図書室・1973年)
〒464-8601 名古屋市中千種区不老町
Tel. 052-789-4922
<http://www.soec.nagoya-u.ac.jp/html/institution/library/index.html>

同志社大学EU資料センター
(総合情報センター・1976年)
〒602-8580 京都市上京区今出川通
烏丸東入
Tel. 075-251-3980
<http://www.doshisha.ac.jp/library/eu/>

早稲田大学EU資料センター
(現代政治経済研究所・1978年)
〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1
Tel. 03-3204-8960
<http://www.waseda.jp/seikei/ircpea/>

中央大学EU資料センター
(中央図書館国際機関資料室・1979年)
〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1
Tel. 0426-74-2591
http://www.chuo-u.ac.jp/chuo-u/library/h01_04_05_j.html

東京大学EU資料センター
(総合図書館国際資料室・1980年)
〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
Tel. 03-5841-2645
<http://www.lib.u-tokyo.ac.jp/undepo/>

慶應義塾大学EU資料センター
(三田メディアセンター4階・1982年)
〒108-8345 東京都港区三田2-15-45
Tel. 03-5427-1664
<http://www.mita.lib.keio.ac.jp/>

北海道大学EU資料センター
(付属図書館・1982年)
〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目
Tel. 011-706-2973
<http://www.lib.hokudai.ac.jp/>

兵庫県立大学EU資料センター
(経済経営研究所・1982年)
〒651-2197 神戸市西区学園西町8-2-1
Tel. 078-794-5302
<http://www.rie-ba.u-hyogo.ac.jp/>

関西大学EU資料センター
(総合図書館・1983年)
〒564-8680 吹田市山手町3-3-35
Tel. 06-6368-0267
<http://www.kansai-u.ac.jp/Library/>

香川大学EU資料センター
(付属図書館・1983年)
〒760-8525 高松市幸町1-1
Tel. 087-832-1249
<http://www.lib.kagawa-u.ac.jp/>

東北大学EU資料センター
(付属図書館・1983年)
〒980-8576 仙台市青葉区川内
Tel. 022-795-5935
<http://www.library.tohoku.ac.jp/>

上智大学EU資料センター

(中央図書館・1985年)
〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1
Tel. 03-3238-3055
<http://www.sophia.ac.jp/J/lib.nsf/Content/top>

琉球大学EU資料センター

(附属図書館・1985年)
〒903-0214 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
Tel. 098-895-8168
<http://www.lib.u-ryukyu.ac.jp/>

福山大学EU資料センター

(付属図書館・1985年)
〒729-0292 福山市学園町1番地三蔵
Tel. 084-936-2111
<http://libxp.fulib.fukuyama-u.ac.jp/>

金沢大学EU資料センター

(付属図書館・1985年)
〒920-1192 金沢市角間町
Tel. 076-264-5211
<http://www.lib.kanazawa-u.ac.jp/>

日本大学EU資料センター

(国際関係学部図書館・1985年)
〒411-8555 三島市文教町2-31-145
Tel. 055-980-0860
<http://www.ir.nihon-u.ac.jp/idc/>

大阪市立大学EU資料センター

(学術情報総合センター・1991年)
〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138
Tel. 06-6605-3250
<http://www.media.osaka-cu.ac.jp/>

一橋大学EU資料センター

(附属図書館・1991年)
〒186-8602 東京都国立市中2-1
Tel. 042-580-8239
http://www.lib.hit-u.ac.jp/service/index_Ja.html

国立国会図書館(寄託図書館)

(調査及び立法考査局議会官庁資料室・1963年)
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
Tel. 03-3581-2331 内線21730
http://www.ndl.go.jp/horei_jp/index.htm

◆ **EU協会**

宮城EU協会

〒980-0014 仙台市青葉区本町2丁目16番12号
仙台商工会議所内
Tel. 022-265-8181 Fax. 022-217-1551
<http://www.sendaikki.or.jp/eu/index.html>

山形県EU協会

〒990-0042 山形市七日町3-1-9
山形商工会館 山形県経営者協会内
Tel. 023-622-3875 Fax. 023-624-3914

会津EU協会

〒965-0816
福島県会津若松市 南千石町6-5
会津若松商工会議所内
Tel. 0242-27-1212 Fax. 0242-27-1207
<http://www.aizu-cci.or.jp/a-gaikaku/eu/a-eu.htm>

長野県EU協会

〒380-0838 長野市県町584番地
(社) 長野県経営者協会内
Tel. 026-235-3522 Fax. 026-234-0667

兵庫EU協会

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-1
国際健康開発センター 2階
(財) 兵庫県国際交流協会内
Tel. 078-230-3260 Fax. 078-230-3280
<http://www.hyogo-eu.org/>

山口EU協会

〒753-8502 山口市桜島3丁目2-1
山口県立大学総務グループ内
Tel. 083-928-0211 Fax. 083-928-2251

香川EU協会

〒760-0027 高松市紺屋町1-3
香川紺屋町ビル6F 香川経済同友会内
Tel. 087-821-8754 Fax. 087-823-1160

松山EU協会

〒791-1102 松山市来住町483-1
深井総合企画内
Tel. 089-976-1408(呼出) Fax. 089-976-7467

福岡EU協会

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目1番1号
アクロス福岡8F
(財) 福岡県国際交流センター内
Tel. 092-725-9204 Fax. 092-725-9205
<http://www.kokusaihiroba.or.jp/eu/>

佐賀県EU協会

〒840-8585 佐賀市天神3-2-23
佐賀新聞社 秘書室内
Tel. 0952-28-2145 Fax. 0952-26-9529

大分EU協会

〒870-0021 大分市府内町3丁目4-20
大分恒和ビル3F 大分経済同友会内
Tel. 097-538-1866 Fax. 097-533-5558



EUに関する資料の閲覧はEU資料センターをご利用ください。EU資料センターはどなたでもご利用いただけます。

EUを知るための12章

2004年6月 初版発行
2005年9月 第2刷改訂
2006年6月 第2版発行

発行所 駐日欧州委員会代表部

〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15 ヨーロッパハウス

電話 (03) 3239-0441 ファクス (03) 3261-5194

<http://www.deljpn.ec.europa.eu>

印刷 株式会社ゾーン

©European Communities, 2004-2006

ISBN 92-894-0746-8

JP



欧州連合（EU）の目的とは何でしょうか。なぜ、どのようにして生まれたのでしょうか、また、どのように機能しているのでしょうか。EUは、これまでにどんな成果を挙げ、どんな利益を市民にもたらしているのでしょうか。そして、今後はどういった問題に直面していくのでしょうか。加盟国の数が25カ国、あるいはそれ以上に増えるにつれ、EUはどう変わっていかねばならないのでしょうか。グローバル化の時代にあって、EUは他

の主要経済圏と十分競争していけるのでしょうか。欧州は、世界における指導的な立場を今後も維持していけるのでしょうか。

EUの専門家であり、元大学教授であるパスカル・フォンテーヌによる本冊子は、以上のような、EUに関する多くの疑問に答えようとした一般向け解説書です。日本語版発行にあたっては、2003年に書かれた原文の内容を一部更新し、さらに日・EU関係についての1章を新たに加えています。



駐日欧州委員会代表部
<http://www.deljpn.ec.europa.eu>

ISBN 92-894-0746-8



9 789289 407465